

第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和7年6月6日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月6日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 藤 原 一 也 書 記 渡 邊 信 太 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	永 井 あ け み	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産 業 振 興 課 総 括 監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	基 幹 支 所 長	渡 邊 博 司
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、大谷教育長は、公務のため途中からの出席となりますのであらかじめご了承をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。おはようございます。

久々のトップバッターであります。本日は町長に2つの案件について、質問通告しておりますので、順次質問してまいります。よろしくお願いをいたします。

最初に、高齢者福祉についてであります。具体的には、高齢者補聴器助成事業について質問をいたします。本事業は、本年3月議会で予算計上がされまして、中等度の難聴高齢者に対する助成制度がスタートしております。事業内容の拡充を求める質問であります。

本題に入る前に、町長の考えを伺いたいことがありますので、お答えをお願いします。2021年、令和3年9月定例会において、本事業の導入について質問しています。改めて、会議録を読んでみました。

質問の中で、認知症予防に効果的なので、公費を導入して助成するよう求めています。そのときの答弁では、加齢性難聴者が、補聴器を使うことは対症療法であると断定した上で、基本的には、国とか県とか、そういう中での制度が先だと思っております。町単独の助成については、今のところ考えてはおりません。このように答弁をしていらっしゃいます。今回、180度、お考えが変わり、事業導入をされました。そここのところのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

最初に、2番議員から、高齢者補聴器助成事業の拡充についての質問であります、冒頭はですね、令和3年9月定例議会での私の答弁に対して、本年度から導入いたしましたこの補聴器助成事業、なぜ考え方が変わったかということです、そのことについて、まず、お答えさせていただきます。

確かにそのときはですね、補聴器購入助成を、中等度の難聴者に対し、このことについては、基本的には国県での制度化がまず重要だということでお答えしております。その後ですが、昨年8月に、島根県耳鼻咽喉科医会から補聴器購入助成の実施に関する要望書の提出がございました。身体障害者手帳の交付基準に該当しない難聴者への補聴器購入助成の実施に関する要望でありました。

その際、島根県耳鼻咽喉科医会により行われている、この国や県、県内自治体に対する要望活動におきまして、また加齢性難聴と認知症の関連のメカニズムなどですね、専門的な説明もいただきました。

そこで少し考え方も変わったといいますか、必要性を感じたんですが、本町のように高齢者の割合が高い町では、聴力が低下された方に対して、補聴器をつけることで早めに認知症予防に効果があることを改めて認識いたしました。

そのことから、補聴器購入費用の一部助成を今年の4月より実施したところでございます。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

国の対策を待たずに、高齢者の社会参加を促進し、介護予防に力を入れる人に対して、私は、事業導入を求めて質問していましたので、事業の導入は大歓迎をしております。認知症ですけれども、約1割の方が、10人に1人ぐらいですね。難聴がもとで、コミュニケーションが疎遠になって、その結果、認知症に至るという状況だということを聞いておりますので、その1割の人を助けるためにも非常に有効な手段だと思っております。認知症になりますと、本人も大変でしょうけれども、周りによる家族、近所の人、多くの影響を受けます。介護施設にとっても大きな影響が出てくると思っておりますので、何とかそのところは防止できれば、社会に貢献できるというふうに思いを持っておりますので、一層の事業の発展が望まれると思っております。

それで、今回の事業内容については、私としては少し物足りないというふうに思っております、今回の質問に至っております。

最初に、中身ではありませんけれども、助成金の交付要綱についてお尋ねをいたします。先日、保健福祉課長にお願いして、本事業の助成金交付要綱をいただきました。その中で、気になるところが2点ありますので、考え方を伺います。

1点目は、耳鼻咽喉科の先生に意見書をつくっていただくというところであります。

要綱には「耳鼻咽喉科の診療を行う病院または診療所の医師による」と記載されておりますが、耳鼻咽喉科のクリニックを開業されている先生は、この中に入りませんでしょうか。文面をそのまま解釈すれば、近くに耳鼻咽喉科を開業されている先生がおられても、耳鼻咽喉科を標榜する病院や診療所を探すことになります。

クリニックはイコール診療所だと思ってますけども、なかなかそういうふうにとられてない。先生が1人やっておられるところは、普通、何とか医院とかって言いますが、診療所という感覚がなかなかないわけでありまして。そういうことから、もう少し正確に書いたらいいと思っております。

私は、「補聴器相談医を受診」としたほうが、正確な表現になると思っております。この点については、どのような判断をしていらっしゃるのでしょうか。

ちなみに、本事業を周知するチラシの裏面に記載があります。そこでは単に「耳鼻咽喉科を受診し」となっております。答弁を求めたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

補助金交付要綱の内容についての質問でございます。

まず1点目ということですが、この「耳鼻咽喉科の診療を行う病院または診療所の医師」ということで、要綱には記載しております。その中には「開業医の先生」は含まないのかということですが、この「病院または診療所」には、開業医による「病院または診療所」、これは含むものとしておりまして、その辺がわかりにくいというご指摘もございましたが、開業医による医療機関ということでありまして。耳鼻咽喉科診療を行う全ての先生が対象となっております。

それで議員からは、専門医ですね、この「補聴器相談医」ということで、そうした相談医の受診としたほうが正確に伝わるのではないかとということですが、この補聴器相談医ということでは、耳鼻咽喉科専門医の中でも特別の講習を履修されたですね、限られた専門医ということでありまして、町の定める要綱の医師以上にですねちょっとハードルが高い方でありまして、そこまでは求めておりません。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

この点につきましてはですね、私は要綱を変えたほうがいいと思っております。表現ですよ。だから病院など医療機関とするとか、いうことにすれば誤解が少なくなるんじゃないかというふうに思います。

それで、「補聴器相談医」は非常に重要な役割をされると思います。質問の後のほうに出きますので、またそのときにお話をいたします。

2つ目であります。補聴器の購入先についてであります。要綱では「医療機器の販売業者」とされています。正確には「認定補聴器技能者」のいる「認定補聴器専門店」からの購入というのが助成の要件としては適当ではないかと考えております。

あちこちで補聴器売っています。医療機器を売っているところで補聴器の専門の人がいなかったとき、はたして自分の耳に合う補聴器が作ってもらえるのかどうか。これは疑問です。

そういう意味から、補聴器を専門で扱うことができるそういう技能を持った人が、実際には担当してもらうということが一番後々の事故も少ないと思っています。

そういう意味から、このところは、「認定補聴器技能者」のいる「認定補聴器専門店」というふうにされたほうがベストじゃないかなと思い、質問であります。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして2点目ですが、この要綱の中身ということで、この医療機器の販売業者についてであります。

議員から、「認定補聴器技能者のいる認定補聴器専門店」ということのほうが望ましいということであります。この認定補聴器専門店は、調べておりますが、公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器販売店であり、県下すべての補聴器販売店が認定補聴器専門店ではありません。

ちなみに認定補聴器技能者36名おられるということで、それで、その中で認定補聴器専門店は県内では10店舗ということで非常に限られた店舗であります。

現在4月からスタートいたしまして2件の交付決定を既に行っておりますが、いずれもですね認定補聴器専門店からの購入ではなく、認定補聴器専門店のみに限定してしまうと、購入店がどうしても限られてしまうことが想定されまして、厚生労働大臣の指定する検定に合格した補聴器の使用が必要であることを要件として、補聴器の購入先を「医療機器を取り扱う販売業者」としているところでございます。

もちろん認定の補聴器専門店がより望ましいということはわかりますが、なかなか遠方であったり、身近なところに少しないというところもあります。補聴器専門センター、そういう名称であるところはそういう専門店なんですけど、めがね店であったり、そういうところでの購入が今、一般的になっていると聞いております。

今、町内でも、認定補聴器専門店2店が、本町のほうへ2か月に1回程度来られまして補聴器相談会を実施されております。これは、その際に、簡易な聴力測定等も行われておりまして、もちろん相談をされたり、それから補聴器を既に購入されてる方は、そこでメンテナンスをされたり、そういうことのサービスも行っております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

答弁いただきました。後々事故があると非常に困ることになると思いますので、念のためにお尋ねした質問でありました。やっぱりですね、補聴器、何人も人に聞きましたけども、合わないんです。なかなか。合わないと非常に違和感が出てきて、つけとること自体が大変な苦しみといいますかね。いうことになります。

そういう意味で、どこでつくるかというのは、すごく大事な話だと思ってますので、ぜひともですね、買いやすいということも一つ条件になると思いますけども、それなりの知識を持ってる人、それから耳の穴は皆さん違いますよね。1人でも右と左は穴が違います。だから、右に合うからといって左に持ってきて合うはずがないし、いうことも含めると、よりシビアな対応が必要と思ってますので、ぜひとも今もう言いませんけども、検討してもらってですね、できるだけ後で憂いが残らないような、そういう中身にしていっていただきたいと思っています。

これからが本題になります。本町の事業については、65歳以上の高齢者を対象にしている事業であります。高齢者以外を対象にしている自治体もありますようで、高齢者のみを対象にした集計というのは見つけることができませんでした。

町長に今回資料としてお知らせしておりますのは、2024年去年の12月1日現在の一般社団法人日本補聴器販売店協会が発表しています18歳以上を対象にした助成事業をまとめたものであります。

資料によりますと、全国の市区町村1,747のうちで、この事業を導入している市区町村は390とされています。そのうち、この資料では、県内では3市町が導入しています。安来市・益田市・美郷町であります。昨年12月以降新たに雲南市・浜田市・大田市・吉賀町および本町が加わっています。出雲市は、6月定例議会に補正予算が計上されると聞きました。

このうち、美郷町については、先日、直接電話をいたしまして、内容を確認したところ、本事業は事業導入されていないことがわかりました。美郷町は、全国に数多く存在しましてですね、この資料が記載ミスだと思っています。

助成の金額です。先ほどの資料で一番多く支給されているのは3万円。116の自治体です。次に多いのは、5万円。76自治体です。ちなみに、最高額は、14万4900円。最低額は1万円であります。本町と同額2万円のところは、65自治体であります。

県内を見ますと、吉賀町が最高で2万5000円、それ以外は2万円で、横並びであります。

補聴器の値段を調べてみました。いろいろありましたが、多く購入されるのは3種類のようにあります。耳穴型・耳掛け型・ポケット型この3種であります。

価格については、耳穴型が約10万円から50万円以上、耳掛け型が約5万円から50万円以上、ポケット型は約3万円から10万円というところでありました。

この問題を調査してるうちに、補聴器の購入に際して、専門家の提言がございました。奈良県立医科大学耳鼻咽喉・頭頸部外科の西村忠己（にしむら・ただし）先生の提言です。その中で、補聴器は決して安い医療機器ではないとした上で、補聴器の選択について3件、購入について3件指摘していらっしゃいます。

選択については（１）価格にとらわれず自分の耳に合うものを選ぶこと（２）騒々しいところや静かなところなど使用環境に合わせて選ぶこと（３）購入する前には必ず試聴して効果を確認すること。この３つであります。

購入に際しては（１）まずは医療機関を受診する（２）認定補聴器技能者がいる認定補聴器専門店で購入する（３）公的な支援を活用する。この３つをあげていらっしゃいました。

購入金額についても調べましたが、おおむね10万円から30万円ぐらいのものを多くの人は購入しているようであります。更に両耳購入されることもあるようであります。両耳に装着することができれば、音のする方向が確認できるようになります。したがって、交通事故に遭遇することの防止にも役立つものと思います。

しかし、先ほどの金額の倍の資金が必要であります。負担は非常に大きくなります。助成金交付には、医師の意見書添付が義務づけられています。この意見書作成に文書料がかかるのではないかと考えています。医療機関で診断書などを発行してもらう際には4,000円ないし5,000円くらいかかるのではないかと考えています。

このような理由から、助成金2万円は低いと考えています。

そこで、提案するわけですが、こういう金額10万円までは2万円の打ち切りの助成で行って、10万円を超えるものについては、資料として提出しています秋田県的美郷町の例を参考に、5万円を限度に2割補助ができないかと考えております。

何にしましても、助成を受ける人の立場での支給が重要と考えています。そういう思いから提案するものであります。助成金額の妥当性について伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

助成額のことについてご質問いただきました。

他の自治体の事例ということで、議員のほうから事前に全国の自治体における導入の資料をいただいております。で、この中で島根県のことを触れられましたが、3自治体、既に導入済みの益田市・安来市・ここに美郷町と書いてあって、私も調べましたが美郷町ではなく、これは吉賀町だと思います。令和6年4月以前に導入された3自治体ということで、益田が令和4年、そして安来、吉賀は令和6年の4月からということになっております。先ほど、それ以外の自治体については令和7年からの導入になっております。

それで議員からは、今の要綱のですね助成額の見直しに提案がございました。購入費用 10 万までは 2 万円、そしてそれ以上の購入について、秋田県的美郷町、この事例に倣って 5 万円を上限に 2 割助成が適当ではないかということであります。

美郷町では、秋田県的美郷町ですが、購入費の 2 分の 1 を助成し、上限 5 万円とされているのは私も確認しております。

それで、議員からもいろいろご説明いただきましたが、島根県の耳鼻咽喉科医会の見解ではですね、この中等度難聴程度であれば、10 万円前後の補聴器で十分対応はできるということで、導入済み自治体の事例を参考に、本町の場合は所得制限を設けない上限額 2 万円としました。

それで、耳鼻咽喉科で補聴器を進める経過といたしましては、本人自身は聞こえているため、まだ大丈夫と思っており、補聴器は煩わしいからつけないかと思っても、本人のかかりつけ医からの照会によるラインにて聴力検査を行い、結果その結果から、補聴器の使用を進める形が多いということから、まずは、この助成制度を利用いただき、補聴器の利用を促していきたいと考えております。

それで、この助成先ほど申しましたが、申請、そして交付決定しておりますが、現時点で 2 件ですが、今後も出てくると思っています。

それで、そうした実績も既に出てきておりますので、今後、助成利用者の方のご意見も参考としながら、この助成額については検討してまいりたいと今思っております。

県内で、さっき吉賀町 2 万 5,000 円ということを言われましたが、そうした自治体もありますが、住民税非課税世帯を対象にされておりまして、本町はそうした制限は設けずにですね、2 万円としてるところでございます。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

答弁いただきました。そうですね、実際に使われた方の感想を聞きながら、改良を重ねていくということも一つの手かなとは思っております。

ただ、恐らくですね、補聴器を買いに行くと、専門的にいくとこれぐらいが妥当ですよって言って進めるのは恐らく 30 万円前後のものを勧めるんじゃないかと思っております。そういう意味からいえばですね、やっぱり助成が低すぎるというふうに言わざるを得ませんので、ぜひともですね、検討課題にさせていただきたいと思っております。

先ほど所得制限の話でましたけども、今、議会もやってると思いますけども、出雲市の市議会に提示されているのは、上限 2 万円で、これも、住民税非課税及び生活保護世帯というふうに上限してますので、そういう意味からいえば本町のやり方は、まだベターかなと、ベストと言いませんので、ぜひとも今後の課題としてですね、助成金額は見直しを含めて、検討させていただきたいと思います。

次に、助成金の交付についてであります。吉賀町におきましては、代理受領委任制度が導入されています。代理受領委任なら、自己負担分だけ払えばよいので、大きな金額は不要になります。手続きもサービス提供事業者がやってくれます。償還手続きも利用者が自らしなくてもよくなって、負担は緩和されると思います。

本町においても、この代理受領委任制度を導入を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、窓口の支払いで償還払いではなく、この代理受領委任のほうがよいのではないかとというご提案でございます。

この代理受領委任とするにはですね、この補聴器購入先に飯南町のこの助成制度を周知する必要がありますが、補聴器の購入先のほとんどが町外または県外、この飯南町の場合は、もちろん三次市でですね購入等もございます。

それらへの周知がなかなか難しいと考えておりまして、この代理受領委任のやり方については、本町ではできないということで考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

町外の事業者が多いということでもなかなか難しいということですが、吉賀町と本町と地形的にはそんなに大きな変わりはないと思っております。

それちょっと私詳しく調べてませんけども、ぜひともですね、吉賀町の実態も調べていただいて、解決できる道があれば、その道を進んでいただきたいというふうに思います。

その件につきましては、ちょっと後から、どういう思いになられたか聞かせてください。

この質問の最後に、購入者の助けになるように、購入後の対応についてであります。

一つは、医療費控除の活用であります。補聴器の購入代金は、確定申告で医療費として申請し、医療控除を受けることが可能であります。医療控除を受けるためには、まず補聴器相談医を受診し、「補聴器適合に関する診療情報提供書」を発行してもらい、認定補聴器専門店で補聴器を購入する必要があります。医療費控除の申告をされるかどうかは、ご本人が決められれば良いと思いますが、助言はしていただきたいと思います。ここまで面倒を見ることができれば、高齢者に大きく配慮した自治体としての評価も生まれるのではないのでしょうか。提案して町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

最初に窓口での支払い方法のことについて、吉賀町、既にその代理受領委任の手法が導入されているということでありました。このことについては、例えば町内業者に絞っておられるのか、エリアを限定とかですね、その辺をちょっと調べまして、本町の場合は、極端に言うと、全国のどこでもいいというような、それを排除してませんので、なかなか難しいということになりますが、そこは調べてですね、どういうやり方で行っておられるのか調べて、検討したいと思います。

その上で最後の質問だと思いますが、購入後の対応としての提案であります。購入者の負担をさらに軽減するため、確定申告の医療控除の対象の件につきまして、このことは、当然、これは税金でですね、明記されておりますが、補聴器の購入費用についてももちろん対象になります。

ただ、一般的に支出される水準を一律著しく超えない部分の金額ということで、そういうことになっておりますが、それはどの程度の金額かはちょっとまだ調べておりませんが、いずれにしても対象になるということでありますので、申請時に説明していくことに加えて、今後使用するチラシについて、これは年度当初に周知しておりますが、1回だけではなかなか伝わらない部分もありますので、下半期ももう1回やろうと思っておりますので、そうした部分のチラシにしっかりと追記してですね、医療費控除の対象になるということで周知を図ってまいります。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

仮に、町長言われるように、10万円の補聴器買ったとします。で、2万円助成がありますから8万円。すると、医療費控除にかかりませんよね。だけど普通、何らかの持病があったりして、病院受診しておれば、それを1年分合わせて10万円を超えた部分について申告できますので、できるだけ大きな字でですね、ほかの医療費とも合わせて10万円超えると控除ができるんだよということも明記していただきたいというふうに思います。

時間おしてきましたので、2つ目の質問に行きます。災害に関連する質問であります。今年は、阪神淡路大震災発生から30周年であります。この間も各地で大きな被害をこうむっています。また、山火事による大きな災害も起こっています。この災害関連については、昨年、災害関連死認定審査会の検討、設置検討ということで、質問しています。

ご承知のように、関連死と認定されると、災害弔慰金支給法に基づいて、津波や家屋倒壊などによる直接死と同様に、遺族に弔慰金が支給される制度が設けられています。

国は、直接死の4倍を超える関連死が出た2016年4月14日の熊本地震後の2019年災害弔慰金支給法を改正して、迅速な審査につながるとして、条例で市町村が審査会を設置するよう努力義務として定めています。

災害が実際に発生してから、審査会設置の方向に出ても、おいそれとは設置できないと考えています。審査会がないと認定が大幅に遅れることになり、被災者の生活再建に大きな影響が生じる懸念があります。

本町においても、審査会の準備ができていないところではありますが、早急に対策すべきと考えます。どのように対応されるのか、所信を伺います。

という内容が、昨年の6月議会の質問であります。町長は、「何もない状況の中で、やっぱり事前に準備していくことが大事だと思っております、この審査会の設置について、検討を進めてまいります。」このように答弁なさいました。その後の経過と、到達点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、災害関連死認定審査会の検討状況についての質問いただきました。

この災害関連死認定審査会につきましては、前回の答弁のときと重複しますが、改めて少し説明いたします。

災害弔慰金を支給するにあたり、災害と死亡の因果関係を審査するための会となっております。通常は遺族の申請を受けた市町村が単独で審査を行います、この東日本大震災であったり、先ほどおっしゃいました熊本地震におきまして、複数の市町村による合同の審査会や、県主導の合同開催を行ったという事例もございます。

それで、前回の質問以降の検討状況ということで、進捗をお尋ねになりました。一つ目として、市町村ごとに審査会を設置する場合は、それぞれの自治体において、医師や弁護士などの委員の人選が必要となること、これは当然であります。

二つ目として、審査会で災害と死亡の因果関係の審査を行うに当たっては、自治体ごとに判定のばらつきが出ないようにすることなどが考えられるため、県で審査会を設置することを検討していただけないかとの相談を行っているところですが、県からはやはり、県が審査機関を設置することは考えていないということで、市町村単独での設置をするように言われたところであります。

このことから、現在町単独での審査会の設置に向け、既に審査会を設置されております自治体の条例等を参考にしながら、条例改正、条例の中に一部追記することになりますが、そうした条例改正を行うよう進めたいと考えております。

ただ、条例は並行してですねこの人選を行うことがなかなかそこは難しいかもしれませんので、まずは条例のほうを先に改正ということで考えております。

以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

答弁をいただきましたが、進んでないですね。県へ頼るのもどうなのかと思いますけども、なんぼかの町村で、市町で、共同でやろうと思っても、災害頻度が違うと審査会の活用に差が出ますよね。そうすると負担経費も変わってくるということもありますので、ぜひとも町単独でやっていただきたいというのが私の思いであります。

今日おそらく、まだできてない、報告ないですができてないと思ってまして、質問に至ったわけですけども、ぜひともですね、もう今年も来週、雨がずっと続きますので、梅雨に入ると思います。今年の出水期には、間に合わないのが現状なんですね。

そういう意味で、期限を切ってですね、まず条例を定める所からやっていくということですが、期限を切ってやっていったほうが、確実に対応できるんじゃないかと思います。

そこら辺での町長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問で、災害関連死審査会の条例改正についてであります。このことにつきまして、は、議会での議決事項になりますので、議会のタイミングももちろんございますが、早急な条例改正ということで、答弁させていただきたいと思います。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 終わります。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は10時といたします。

午前9時48分休憩

.....

午前9時59分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

9番、平石玲児議員。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○ 9 番（平石 玲児） 9 番。

まず、質問を始める前に、先日、元議員の小野覺様が、亡くなりご逝去されました。小野元議員は、赤来町時代から合併後の飯南町議会において、議長もお勤めになり、長年にわたり活躍され、町の発展に多大なる貢献をされました。私自身、これから先輩元議員としての経験や知識を教えていただけるものと期待しておりましたが、非常に残念でなりません。心より感謝を申し上げるとともに、ご冥福をお祈りいたします。

私の任期最後の一般質問になります。この間、私は農林業に関する質問を多く行ってきました。これは、飯南町農林業振興計画の町長の初めのお言葉にもあるように、先人たちが育ててきた豊かな農地や森林資源、そして、独自の風土は、私たちの大切な宝物であり、これを次の世代に受け継いでいく必要があると言われていています。私も、これと同じ思いからです。

農林業振興計画には、現状や課題、今後の取組について掲げられていますが、具体的な今後の取組について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

飯南町は、自然環境や多様な資源に恵まれた地域であり、水田農業や特産物、畜産、林業などが発展しています。これらは地域経済や生活に大きな影響を与えています。

しかし、これらの分野には、共通する幾つかの課題があります。持続可能な農林業の発展を目指すためには、待ったなしの真剣な取組が必要と考えます。

まず、水田農業についてですが、飯南町で生産される米、飯南米は、冷涼な高原地帯の特性を生かして、良質な米を生産し高い評価を受けています。これまでの取組に感謝を申し上げます。

一方で、水稻作付面積の減少や、温暖化の影響が懸念されています。この傾向が続けば、大口需要に対する安定供給が難しくなり、その結果、良質米の生産がさらに危うくなることが懸念されています。これに対して、安定した持続可能な生産体制の維持を行うための具体的な取組についてお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

9 番議員から農林業振興についてご質問いただきました。

最初に、この飯南町農林業振興計画についてでございますが、ここに私、持ってきておりますが、これが本年度、令和 7 年度から令和 11 年度ということで、総合振興計画の前期の計画 5 年間とちょうど重なりますが、第 3 次の総合振興計画と合わせた形で期間を設定しております。

それで、この写真がでございますが、水田農業、田植えであつたりこの写真、そして特産、今、メロンとかですね特にパプリカですね。これが産地化しております。それから、畜産、また林業ということで、こうした 4 分野について、それぞれ現状、課題、今後の

取組ということで計画を策定しております。またご覧いただいたと思いますが、この計画に沿って今後、本町の農林業をしっかりと進めていくということでもあります。

それで、本町の農林業、特に、地域の基幹産業ということでもあります。特に水田農業におきましては、この「飯南米」が高く評価されております。議員もそのことをおっしゃいました。

しかしながら、近年では担い手不足、そして高齢化に伴う作付面積の減少、面積はですね、本町の作付は、やはり現状維持したいところなんです、やはり毎年数ヘクタールずつ減少してきておりまして、今 620 ヘクタールちょっとだと思っております、そうした毎年ちょっと微減ということで作付面積が減ってきております。

また、気候変動による品質、このことについてはやっぱり本町はこの標高が高いところにありますので寒暖差もあって、一等米比率のですね、上位等級比率も非常に高いわけですが、今後はそうしたもちろん懸念もあります。

また法人等ではですね、やはり、こういったことも、今のこのこともあるかもしれませんが収量の不安定化といった、これももちろん管理の問題もあるんですが、そうした課題が顕在化しております。

こうした状況の中、飯南町エコロジー米生産推進協議会では、土壌診断による地力回復支援、また、ほ場巡回や畦畔講習会などを通じて生産者に対する技術指導を行っております。

また、飯南町農業担い手支援センターを中心に、集落営農の組織化、今も組織化されてないところへのてこ入れは行っております。こうした組織化であったり広域連携を推進するとともに、昨年一本化されました飯南担い手協議会、また農地中間管理機構と連携いたしまして、農地の集積・集約の推進を行ってまいります。

今後も、農業者や関係団体と連携いたしまして、安定した生産体制の維持に取り組んでまいります。以上です。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） 9 番。

ありがとうございます。課題、それから今後の取組というところで町長のお言葉がなかったんで一つちょっとカントリーエレベーターについてしたいと思います。

カントリーエレベーターは出荷される米は均一で、先ほどありましたように大変、高品質なものです。

それで、昨年、コシヒカリが、町での一等比率が 96.4%ということで、先般も町長はそういったことで行政報告でされております。カントリーから出荷されるものは 100% 一等米ということです。カントリーエレベーターとライスセンターの違いというのは、ご存じとは思いますが、生産者から受け取ったお米を、すぐに粳摺りして倉庫等に出荷するのか。それとも、粳のまま大型のサイロに貯蔵し、注文があった際に粳摺りを行

って出荷するかという点にあります。

生産者から入った籾に関しては、個別に検査を行い、それぞれの持分が確定した段階でお金が支払われます。その後、複数件の荷受け、何件か農家が入って入居するんですけども、同一グループとして扱われるため、自分がつくったお米が必ずしも自分のものになるわけではありません。自分が栽培したお米を確保したい、あるいは、JA以外のところで、高価格で取引を希望する場合は、個別に乾燥設備を持つか、あるいは、担い手や法人に委託する必要があります。

しかし、近年、担い手や法人が手いっぱいの状況となっており、今後は、カントリーエレベーターなどの施設が重要になると思います。担い手不足、人手不足を補うために、この計画の中にもありますが、育苗センターやカントリーエレベーターが設置されたのではないかと思います。

大口の法人を利用されているところもありますが、利用率の向上が課題となっていると思います。私は、担い手不足、高齢化の観点から、現在は利用されていなくても、将来的には利用率が上がるものではないかと見ています。町長にこの点について伺いをいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からカントリーエレベーターの利用率の、利用率といいますか稼働率ですが、向上についてどうかということで、お尋ねがございました。

カントリーエレベーターはですね、本当に必ず、1等米ということで出荷されます。先ほど言われましたサイロがあるわけですが、複数本。その中で法人が一つのサイロを占めている場合もありますが、やはり小量の農家さんが持込みの場合は、それは一緒にされて、自分のお米ということでなかなかできないんですが、今後ですねやはりそうした方がもっと増えてくるのは間違いないと思っております。

これも全体の作付面積にも関係はするんですが、作付面積が今とほぼ変わらないとすればですね、やはりこのカントリーエレベーターの利用率は今後増えてくると考えております。以上です。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。

あと、農林業振興計画の中に、中山間地支払交付金事業、多面機能支払事業についてのことも挙げておられます。

で、これについてですが、本来地域で共同作業をすることが建前であり、幾らこういった交付金を受けても、高齢化や担い手不足によって、畦畔の草刈りや鳥獣対策として

の施策の管理ができないということも実態としてあります。これについて町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

午前 10 時 15 分休憩

午前 10 時 18 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員からは、この水田農業の中で、今、農村の環境農地の保全ということで、この中山間直払い、多面の交付金のことについてご質問いただきましたが、ちょっと通告になかったですので、答弁用意しておりませんのでなかなかお答えにくいですが、現状を少しお話しさせていただきますと、このことについては、こういった制度によって、本町の農地、確かに守られてきておりますし、これからもこうした交付金があって集落のまとまりが、まとまりといいますか組織がしっかりと維持できると思っておりますので、国の制度にはなりますが、維持拡充についてしっかりと要望していきたいと思っております。以上です。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） 9 番。

申し訳ございません。冒頭に農林業振興計画の現状や課題、今後の取組について挙げて具体的な取組について町長のお考えをとということで大きく題のところでありましたので、その内容についてのことは一応質問を申し上げたところでございます。

次、特産品のことについてお伺いします。飯南町の特産である園芸作物は、冷涼な高原地帯の気候を最大限にか生かし、安定した収入源となっています。特に、パプリカ、トマト、メロン、ブドウ、シロネギ、サツマイモ、ショウガ、トウガラシの 8 品目が指定され、地域を挙げての支援が行われています。

新規就農者の確保も進んでおり、多様な担い手が育成されていることで、振興作物の生産量が伸びている点には評価に値します。

しかしながら、新規就農者制度により、新規就農者が確保されたものの、安定した産地形成にはさらなる人材確保が不可欠です。

特に、初期の設備投資に関する負担が、新規参入者にとっては大きな障害となってい

るとされています。

新規就農者の確保や、設備投資の負担軽減が、今後の発展に向け重要と考えなければならず、特に、農業の持続性を保つために、直売所、それから直売所と学校給食との連携や、共同選果場の整備について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて特産振興についての質問です。

この、新規就農者の確保に関しましては、都市部での就農相談会に参加いたしまして、町の魅力であったりPRをするとともに、この収支の見込みや、やはり活用可能な支援制度、そして生活面の情報提供等を行っていきたいと思っております。

これまでも行っておりますが、それで、半農半Xの働き方の推進、そして、島根県の農林大学校との連携によるフォローアップ体制の強化、また、リースハウスの整備、今は全部で59棟を整備しておりますが、そうした形での初期投資の軽減ということで、これからは就農者支援、積極的に進めてまいりたいと思います。

リースハウスも非常に資材も高騰しておりまして、その分、使用料に反映されるんですが、今回の中では、中古のいいものを活用するなどして、その費用を抑えるというようなやり方もしてきております。なるべく初期費用といいますか、それから、その負担が軽減されるような形を考えていきたいと思っております。

それから地域との連携強化、選果場の整備につきましても、これ新規就農者が地域に定着し、やはり重要な担い手となってきております。今後、産地化がさらに進めばですね、集荷量の増加当然見込まれますので、今の施設では足りないということになります。そうした際には、JAがこの施設整備をするということが考えられますが、そうした支援については、町としても考えていきたいと思っております。以上です。

○9番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） 9番。

新規就農者に伴う初期費用の負担軽減のことについておっしゃいました。設備投資の負担軽減ということで、既存農家に水田園芸を促進されるための支援も行われております。新規就農者に対しては先ほどおっしゃったとおり、リースハウスの投資も行われておられます。

現状は、就農後に、機械が導入されるというケースを聞いております。就農してすぐ農機具が使えるという体制を求める声もあります。この点について、検討お願いしたいと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

午前 10 時 26 分休憩

午前 10 時 27 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

新規就農者の支援の中で、機械整備のことで、これが後になるというようなご質問だったかと思いますが、この件につきましては、ハウスと同時にですね、機械導入する場合もありますし、それから整備後導入するケースバイケースということで、これは補助事業がありまして、作物に栽培する作物に応じた機械導入ですね、適宜、行ってですね、就農者にしっかりと作物が生産できるような体制はとれていると思います。

これは J A とか県、それから町もですが、関係者が一体となって営農についての話をする中で、ふさわしい機械、決して過大にならないということで、そうしたところもきちんと精査しながら進めている状況であります。以上です。

○9 番（平石 玲児） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。

町長もおっしゃいましたように、新規就農者が就農しやすいやっぱり環境づくりというのをよろしく願いいたします。

次に、畜産振興についてお尋ねします。飯南町は、古くから和牛の本場として知られ、全国和牛共進会で、農林大臣賞を獲得するなど、和牛産地としての歴史があります。和牛産地としての伝統のある飯南町ですが、後継者不足や、肥料価格の高騰、家畜伝染病対策などが重要な課題とされています。これらに対して、どのような具体的な施策を考えているのかお聞かせください。

さらに、林業についてであります。飯南町は、広島県との境に位置し、森林率が 86.3%、計平均 78.2% と非常に高く、豊富な森林資源を有しています。特に、人工林の割合が、46%、計平均 38% と高く、過去の積極的な植林によって確保された森林資源は、本格的な伐採期を迎えており、今後の資源量の充実が期待されるとあります。

森林資源を活用した、生かした取組が進んでいますが、木材価格の低迷や担い手不足、鳥獣被害などが深刻な問題です。これに対する戦略や、地域資源の持続可能な利用について、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

以上、地域の皆様とともに持続可能な産業発展を実現するため、行政としてどのよう

に努めていただけるのか期待を込めて質問を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、畜産振興、林業振興について質問いただきました。

まず畜産振興についてですが、現状を少しお話しさせていただきます。和牛の飼養戸数につきましては、10 年前 55 戸ございましたが、現在は 31 戸と減少しておりますが、一方で、新規就農者による空き家牛舎の活用などによりまして、飼養頭数は 10 年前の 212 頭から 225 頭と横ばい、微増ですが推移しております。

今後は、若手農家による規模拡大や、リース牛舎の整備、また優良雌牛導入支援を活用いたしまして、繁殖基盤の維持拡大を図ってまいりたいと考えております。

そして、その餌となる飼料、この飼料価格対策としましては、稲わらと堆肥を交換する耕畜連携を推進いたしまして、今年度からは W C S、これ雲南農振協の事業で導入いたしますが、そうしたことも今進めております。

また、家畜の伝染病対策であります。これは県や家畜衛生保健所と連携いたしまして、牛については、ワクチン接種、そして血液検査などを実施しております。

豚熱につきましては、野生イノシシへの経口ワクチンの散布、また侵入防止の電気柵の設置、そして、農場内での消毒強化を行っておりまして、感染防止に努めておるところであります。

防疫マニュアルに基づく訓練も定期的を実施しておりまして、今後も、関係機関と連携いたしまして、発生防止に万全を期してまいります。

次に、林業の振興についてであります。長期的な木材価格の低迷に対しましては、やはり収益力向上と生産コスト削減が鍵となってまいります。

そのため、林業の専用道、大きい車が入る専用道であります。そして、森林作業道といった路網整備を推進いたしまして搬出の効率化に取り組んでおります。

議員からもありました、本町は森林の割合も高いですし、その上、人工林の比率も高い、そして今伐期に来ている木も豊富にあるということでもあります。こうした町産材を活用いたしまして、現在、住宅建築への補助を行い、町産材の利用拡大にも取り組んでおります。

また近年では、町有林ですが、J-クレジットの販売を行うことで、森林資源から新たな収入も得る取組も行っております。

この林業の担い手育成につきましては、町内に農林大学校の林業科がございまして、この学生が定着できるよう住居の取得や、資機材の調達、そうした支援制度も設けております。ただ、これにつきましては、まだ、制度を設けましたが、利用がありません。少し見直しも必要かなと考えております。

新たに今年度からは、在学中に、飯南町で地域貢献活動を行う学生、農大生ですが「い～にゃんポイント」を付与する制度も新設いたしました。

こうしたいろんな対策も講じてきておりますが、やはり担い手対策、依然として大きな課題でありまして、今後も農林大学校や林業事業体と連携いたしまして、ニーズ把握とその対策の検討を重ねてまいります。

鳥獣対策についてですが、令和3年度以降、休止しておりましたこの国の補助事業による、防護柵等の支援を昨年度から再開いたしました。今まで累計で整備した状況は、防護柵が177.1キロメートル、電気柵が163.6キロメートル、箱わなは187基となっております。

また、狩猟者の育成・確保を目的として、本町の「飯南町有害鳥獣対策後継者確保対策補助金」によりまして、狩猟免許の取得や銃器購入に対する支援を行っております。

今後はですね、やはり今、狩猟者の方が非常に本当に年々少なくなってきております。第1種の狩猟免許における散弾銃、また、ライフル銃に加えまして、第2種というのがありますが、これは空気銃、そうした銃の購入も支援対象に加える予定でおります。そうした形で、狩猟免許を取っていただいて、獣害対策に行っていただくということを考えております。

農地被害の防止や、深刻化するこの猟友会の担い手不足に対応するため、引き続き、関係機関、県の東部農林水産振興センター、また、中山間地域研究センター、こうした機関と連携いたしまして、地域を守る体制の強化に努めてまいります。

それで、最後に、議員のほうから、地域の皆様とともに持続可能な産業の発展を実現するため、どのように努めていただけるかということで期待を込めた答弁をしてほしいということでありましたが、まさに今述べました、水田園芸そして特産、畜産、そして林業振興こうした計画に基づく取組をですね、着実に実施し、やはり飯南町は、外部からの方も本当に良好な農村風景が広がっているということで、いつも言われますが、そうしたいつまでもですね、要は畦畔の草刈り等きちんとしてあるということですが、人手不足になってもそれをカバーするようなやり方ですね、農村の維持、飯南町の良好な農村風景がですね、親、孫の代にも引き継いでいけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○9番（平石 玲児） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤議員。

○4 番（内藤 真一） 4 番。

来週は梅雨入りかと言われていますが、どうぞ、4 年前のような大雨にならないよう願っています。

それでは、今期最後の一般質問をさせていただきます。はじめに宿泊施設の改修費用についてです。

みなさんご承知と思いますが、わが町飯南町は、今後、小・中学校の統廃合、観光宿泊施設の整備、特別養護老人ホーム整備等々と多額の費用がかかる事業が目白押しです。その中で小・中学校の統廃合等々の件については、住民説明会計画は検討不十分として、議会も一緒になって考えられるよう、今議会に議会としての検討結果の報告がなされたところです。

特別養護老人ホーム整備については、今回の定例会から予算計上されてスタートしたところです。

いずれにしても多額の費用を要する事業であり、自主財源の無い町では国・県からの助成金に頼らなければならず、資金調達には担当課においても苦慮しているところかと思ひます。

そんな時思いついたのが、過去にも問い合わせさせていただいたことを思い出したので、今一度問い合わせしてみたいと思ひ質問します。その中身というのは、宿泊施設「琴引ビレッジ山荘」（以下「山荘」という）の件です。スキーシーズンはともかく、シーズン以外の宿泊者は工事関係者の方以外はあまり見かけませんが、宿泊者がある以上必要な施設と考えます。山荘で収容できなかった宿泊者を「やまなみ」「衣掛」で消化できているのでしょうか。「やまなみ」は老朽化もあり近年宿泊の受け入れはしていない状況のようですし、「山荘」「衣掛」で宿泊を受け入れている状況かと思ひます。県外でお住まいの飯南町出身の方が泊まりたくても、お盆や正月には予約が取れないと伺ったこともあります。

そこで、この宿泊施設「山荘」の建替えに、電力会社つまり中国電力からの補助金がないものかと思ったのです。私の昨年の 9 月定例会での一般質問で、町長がお答えになっていましたとおり「山荘は中国電力の高圧送電線工事の簡易宿泊所」としてあった施設を、当時の頓原町時代に改装し「山荘」という名前で利用している建物です。

何年か前に「衣掛」の改装の話が出た時、島根原子力発電所の何らかのトラブル時に松江市大野地区にお住まいの方々は、わが町飯南町が指定避難所となっていることから、改装費用の一部でも負担がもらえないか県に聞いてみてはと言った覚えがあります。当時塚原町長は企画財政課長でしたか副町長でしたか覚えていませんが、県ではそのような予算は無いとのことでした。

しかし、最近では万一の島根原子力発電所事故を想定して、避難所の重要性は再認識している状況かと思ひます。昨年でしたか松江市大野地区にお住まいの方々が訓練で飯南

町へ下見においでになったと思っております。大野地区の人口は1,050人、このうち48%が65歳以上の高齢者だそうです。学校、体育館であっても一時収容は可能です。

しかし、長期にわたる場合には宿泊施設が必要です。この際「山荘」を宿泊施設として利用していただく手もあります。建替え費用の一部でも受けられればこのうえない話です。自分勝手な言い方ですが、中国電力にしても当時簡易宿泊所を解体する費用が必要でなくなった訳ですから、願ったり叶ったりの話ではなかったのではないのでしょうか。

先日、5月30日の山陰中央新報一面に「島根県の島根半島防災対策に中電が地震・原発事故に備え、50億円負担と出ていました。一年に5億円ですが、このように原発事故に対してはかなり敏感に反応するようですから、周辺の市町村のみでなく避難所にもいくらかの支援があってもいいかと思ったからです。

たまたま中国電力の変電所を飯南町で計画中ですし、協力もしているわけです。勿論県の担当者では返事はわかっています。中国電力も町長だけではなかなか受け入れてはくれないかと思います。町長が力不足とか、そういう話ではありません。

中国電力が原発でいちばん気にかけているのは、島根県知事のほうかと思います。ですから、この際、県知事に申し入れ、県知事と一緒に中国電力に出向いていただけるようお願いをしてみたいかでしょうか。今日明日という程急いで行動しなくてもいいわけですから、県知事をお願いできる日を選んで、一緒に中電に出向いていただけたらいかでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

4番議員から観光宿泊施設の改修費用についてのご質問いただきました。

少し経過もお話しさせていただきますが、昨年9月の定例会で、議員から宿泊施設の考え方について質問いただいております。その際の検討案として、1つは、宿泊機能については、町内1か所に集約する。そして2つ目として、旧町単位、頓原・赤来の単位ですが、宴会機能は1か所ずつ残す、そして3つ目は、宿泊機能を廃止する施設は、空きスペースを利活用するという基本方針を回答しております。

このその後ですが、昨年11月、頓原・赤名におきまして住民説明会を開催しております。この集約する宿泊施設につきましては、琴引ビレッジ山荘を解体して新たな宿泊施設を建設する案を、方針案をお示ししました。

その説明会におきまして、既存の宿泊施設を有する施設の存続を求める声が多く聞かれたところであります。

これを受けまして町といたしましても、当初お示した、この宿泊機能を町内1か所に集約し、新たな宿泊施設を建設するとした、この方針案ありきではなくてですね、や

はり、そうした地域住民の方々、また利用される、一方で、方々の声もしっかりと聞いてですね、整備方針は固めていきたいと考えております。

議員からは今回、新たな宿泊施設を建てかえる場合の財源についてのご提言ということで、そうした中電からの支援もあっていいのではないかとということで、知事と一緒にというお話です。

この本当に今、町内には3つの宿泊施設がありますが、整備方針を決定する際には本当にその財源というのがですね、これは概算での金額も示させていただいておりますが、その後、当然物価高騰資材高騰によりまして今建設費もですね、もう本当に5割増し、極端に言うとは倍とかそういう状況にもなっております。

それで、今回からは中電からの補助金が、支援が受けられないかということですが、これについては私もわかりませんが、民間団体のほかにもあると思いますが助成制度など、幅広く、選択肢広くですね、検討し、有利な財源確保していかなければなりません。議員からは一つご提案いただきましたが、そういう考えもしっかりと持ちながら今後進めてまいりたいと考えております。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

はい。お答えいただいたとおりで、今日明日にできるというような話ではないと思っておりますが、どこからかそんなものが出てくればいいなという期待を込めておったところです。

次の質問にうつらせていただきます。漬物生産等への補助金について。昨年の3月定例会の一般質問で、法改正で漬物生産者も許可制になったため、この件について適正な補助ができないかとの質問をしたところ、早速、条例を制定していただきありがとうございました。

ところが、この条例の中身は「法改正により変更した部分の財政支援」のみで、これまで生産しておいでになった方や法人では、それなりに設備投資はしておいでだと思います。法改正で指定された機材等に変更するのは、大した投資ではないのです。それよりも許可を取得するための手続きや負担金、この方が大変なのです。

生産者のほとんどの方はお年寄りです。お話を伺うと「もう年だし、そんな金までかけて難しいことをしたくない」との返事なのです。作っている漬物は家族分で、都会に住んでいる親戚や子供達分だそうです。

ここで問題なのは、お金よりも手続きの煩雑さであるようです。年寄の楽しみでもある「こづかい稼ぎ」このことができないのは残念です。

同時期の定例会で同僚議員から、「漬物は文化である」とおっしゃっていましたが、色々な味があるからおいしく創る文化であり、楽しいのではないのでしょうか。

聞けば、申請件数は数件あったものの該当件数は1件のみだそうです。産直でも漬物目当てにおいでになっていたお客様もあったはずです。どうか皆さんが笑顔でおれるよう、担当職員は提出書類の作成・図面作成等みなさんが困っていることの手助けをしてあげれば、喜んでいただいて、ひとつの文化の維持が可能となると思うのです。

随分早い条例制定とびっくりしたところでしたが、他の市町村と同様の条例。せっかく町として補助するのであれば、他の市町村と同じではなく、一歩進んだ支援があっても良かったのではないのでしょうか。条例改正はいつでもできます。お年寄りの楽しみであり続けるためにも、検討されたいかがでしょうか。

もう一言付け加えさせていただくと、3月定例会後の全協で話があり、今回の町長の行政報告の中にもありましたし、先ほどは同僚議員から質問もあっておりました補聴器の購入補助。他の市町村と同じでなく、飯南町らしく補助率を上げるとかの努力があっても良かったのではないのでしょうか。

これは、先ほど町長、全議員にお答えになっていますので、同じことを聞いても時間の無駄ですから、ひとつそのように検討いただければと思います。

漬物にしても補聴器にしましても、いずれの補助も他の市町村の受け売りです。飯南町らしく、聞いてもうれしくなるそんな支援となるよう検討いただきたく思います。町長の見解を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて漬物生産等への補助金についての質問いただきました。

議員からは、昨年3月定例会において漬物製造者に対する適切な補助の必要性について提案をいただきまして、漬物製造業の営業許可を取得する生産者に対して、許可に必要な整備に係る経費の一部を補助する制度、飯南町漬物製造事業継続支援事業補助金、創設いたしました。条例ではなく補助金要綱ということで、創設しております。

昨年の6月、議会後からのですね施行ということになっておりますが、この制度の内容は個人に対しては補助率が3分の1で上限が30万。複数のグループによる団体については、補助率が2分の1、上限が50万ということで、ちょっとグループのほうが少し手厚い支援になっております。

本補助金につきましては、食品衛生法の改正によりまして、漬物製造にもですね、営業許可が必要となったことを受け、必要な整備に係る費用の一部を支援するものであります。

それで具体的には、施設の新設改修や、設備導入に係る経費を対象として、食品衛生責任者の資格の取得費用、これ7,000円かかります。であつたり、営業許可申請に係る

費用 1 万 6,000 円、そして、届出に係る手数料も若干ありますが、これは補助の対象外としております。

それで、議員からはお金もだけど手間の部分が大変なんだよというところであります。創設後ですね、産直で漬物を販売されている方々に対し、周知に合わせて、継続の意向を尋ねるアンケートを実施いたしました。結果は議員がおっしゃいましたとおり、補助金を活用された方は、1 件のみという今結果であります。

で、おっしゃいますようにこの高齢者の生産者にとりましては、この設備投資以上に申請に伴う事務手続は大変だと思われるということであります。

今後はですね、雲南保健所、そして J A と連携しながら、この制度や手続についての説明会、また開催したいと思いますし、希望される方々への書類作成であったり、図面作成についても、支援を行ってまいりたいと考えております。

またこの支援内容についても、今の制度、現実 1 件ということですので、現場の声を丁寧に拾いながらですね、必要に応じて見直しも考えたいと思っております。

議員ご指摘のとおり漬物はですね本当に、以前は産直市でいろんな方の本当にオリジナルのですね、あの人の何々、あの人の古漬けとかこういう商品が並んでおりましたが、棚に。ちょっとそういうのがなくなって確かに寂しく思いがございます。

漬物は各地の風土、家庭の味が本当に育んできたかけがえのない郷土文化でありまして、こうした文化を次世代へとつなげていくことは、町にとっても大切な取組ではないかと考えております。

○4 番（内藤 眞一） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤眞一議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 58 分休憩

.....

午前 11 時 09 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

7 番、景山登美男議員

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

通告に従い一般質問を行います。

今年も早いもので5か月を経過いたしました。今年の梅雨入りはまだ発表がありませんが、来週あたりではないかと言われております。この日曜日8日にはポピーまつりが開催される予定で、何とかそれまで天気が持ってにぎやかに開催されますことを祈念いたします。

また予報では、梅雨入りと同時に気温も湿度も高くなり、かなり蒸し暑く感じられる日が増える見込みであるということです。湿度が高いと熱中症にかかりやすくなるということです。日頃からの心の準備と無理をしないことが大切ではないかと思えます。それでは質問に移ります。

初めに、次期一般廃棄物処理施設について質問します。

本町の可燃ごみは雲南市・飯南町事務組合の事業として、平成15年から出雲市の出雲エネルギーセンターへ処理を委託していましたが、令和3年から雲南市加茂町にある雲南エネルギーセンターで処理することになりました。

そのため事務組合では、令和13年度までの10年間の中期的な対応として、雲南エネルギーセンターの延命化工事といいしクリーンセンターの中継施設改造工事が実施されました。

また、雲南圏域にもう一つあります仁多可燃物処理センターは40年を経過し老朽化が相当著しいことから、できるだけ早く今後のごみ処理体制の方向性を決定する必要があるということで、事務組合では奥出雲町と共同で可燃ごみ基本構想を策定され、令和14年度の供用開始を目標として新たなごみ処理施設整備を推進されることとされました。そして一昨年4月からは、雲南市役所市民環境部の中に「新ごみ処理施設整備準備室」を設置して、まずは建設候補地の選定作業をされてきたところです。

このことにつきましては、昨年の6月議会において、準備作業を準備室でなくて、きちんと広域連合なら広域連合で行うべきというふうに一般質問いたしましたが、この準備室では主に用地選定を進めるということでしたので、それ以上の質問は控えたところでした。

そうしたところへ、先日、5月15日の議会全員協議会、そして今議会の初日の町長の行政報告において、4月25日の雲南市・奥出雲町・飯南町の首長会において、昨今の社会情勢の変化による資材の高騰などの物価高騰により、かなりの施設整備費用の増加が見込まれることから、民間廃棄物処理業者への業務委託なども視野に再検討することを確認したとの報告がありました。

確かに施設整備費用の増加は、当然本町の負担も増加するものでありますから、このことに反対するものではありませんが、この仕組みと協議の進め方に疑問を感じていることから、改めて今回質問をさせていただくことにしました。

このたびの検討に要する専門業者への業務支援委託料は9月補正で対応するということですが、この補正予算は雲南圏域全域の事業であるにも関わらず、雲南市の予算とし

て計上され、雲南市議会において予算審査・採決が行われるものと思います。これでは雲南市の事業というふうに見られても仕方がないかというふうに思います。

またこの事業計画は、可燃物処理施設、不燃物処理施設、最終処分場を一体的に整備することになっていますが、このたびの検討対象がどの範囲かということは、まだ説明がなかったかと思います。このことについて、特に答弁はいりませんけども。

この事業は、雲南圏域全域の重要な事業であるとともに、このたびの業務委託料に負担金が発生するのではないかと思います。そうすれば、当然、事務組合とか広域連合のように負担割合の定めが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

そうしたことから、この事業は雲南広域連合の所管事務とすべきだと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

7 番議員から、次期一般処理施設整備に関してのご質問いただきました。

最後は、この検討、雲南広域連合の所管事務とすべきということで、質問でありましたが、ちょっと経過もお話しますが、次期一般廃棄物処理施設整備につきまして、この雲南市及び奥出雲町とともにこの雲南市役所内に新ごみ処理施設整備準備室を設置いたしまして、用地選定を進めてきた経緯については、議員が言われるとおりであります。それでこのたびの再検討に関しましても、先月の 15 日の全員協議会で報告、また、本定例会の行政報告でも触れさせていただきましたが、施設整備、新設ですね、にとらわれずに、様々な方法、柔軟な思考で今一度模索し、最適な仕組みを選択する考えであります。

なお、3 市町でこの再検討にかかる費用ですね、9 月補正予算に計上することを予定しております。雲南市におきまして、この費用一括計上し、それで奥出雲町と飯南町については、雲南市に対しての負担金を計上することになります。

それで、この令和 5 年の 3 月 16 日に新ごみ処理施設整備準備室の設置に関する覚書ということで、3 市町で締結しておりますが、その中で、記載がありますが準備室の経費として、関係市町の負担金を充てることができ、その覚書でこの負担割合を定めておりまして、均等割が 100 分の 10、人口割が 100 分の 90 ということで、3 市町で準備作業を進めていくために必要な経費を負担することとしております。

それで、予算審査に審査採決に関するこの雲南市だけでそういうことがなされるというご指摘でありましたが、もちろんこの委託業務の内容については、3 市町で詳細を今後検討もしますし、そうした奥出雲、飯南町もですが、説明する機会を設けたいと考えております。

なお後のですね同じく令和 5 年 7 月 4 日に、3 市町で締結しておりますこの次期一般

廃棄物処理施設整備に係る基本合意書というのがございますが、ここでは、建設用地選定後の新たな施設整備運営等は広域連合が行うということで合意しておりますし、しっかりと、この段階になれば、広域連合が事務を所管するということになっております。

今後の再検討ではですね、ごみ処理の民間委託の可能性や、そういう可能性、そして、施設整備をする場合にあっては、やはり規模とか手法など、施設整備のあり方を含め、多くの視点で検討していく必要があると考えております。

こうした再検討の結果が出るまでは、やはり準備室で対応を進めていくよう考えておりますが、いずれにしても、もう、この整備につきましては、そんなゆっくりしておられる課題では行政課題でありませんので、早急にですね、事業が進展するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

そういうことでしたら、今日の段階では認めるといいますか、そういうふうに受け止めました。したがって、再検討の結果ができて方向が決まりましたら、ぜひ速やかに広域連合の事業に、ことを改めて申し上げて次の質問に移ります。

次に簡易水道事業の整備について質問いたします。

かねてから水量不足が心配されていた宇山浄水場については、今年度宇山浄水場渇水対策工事として予算化されていますが、多分、これが終われば心配はなくなるんじゃないかと思えますけども、一方、佐見浄水場でも水量不足が懸念されているように聞いております。

佐見地区では、計画段階ではどうだったか定かではありませんけども、近年、来島牧場が事業を開始されるとか、飯南町さつまいも生産者協議会がサツマイモの保管庫、調整庫の改修工事や、選別機、洗浄機等の機械整備が行われており、こうしたことが水道の使用量が増加していることの要因ではないかと思えます。まずはじめに、町長は、こうした状況をどのように認識しておられますか。お尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員から、続いて簡易水道事業、特に佐見浄水場の水不足のことについての質問をいただきました。

佐見浄水場は計画の取水量ですが、90.1立方メートル、1日当たりですが、整備されております。平成29年から稼働しておりますが、近年の井戸水、ここは取水を井戸に頼っております。井戸水の低下によりまして、現在の取水量は50立方メートル、1日あたりまで減衰しております。半分までは行ってないですが相当取水量が減っております。

現在、井戸ポンプ及び取水口のスクリーン洗浄や、取水口位置、取水する位置をちょっと下げるといふことで、そうした措置をとりまして、給水を行い、何とか現在の需要水量を賄っている状況でありまして、こうした状況から新たな接続については見合わせているところでございます。

佐見の浄水場は、過去にどうだったかと言われましたが、ここはですね、普通の簡易水道の中でも営農飲雑用水の補助事業、これは、家畜の飼養や、育苗等に使用する農業用水とあわせて、地域住民の生活用水を供給する水道であります。

そうした補助事業で整備しておりまして、農業の所得向上が要件となっておりまして、現在来島牧場、そしてサツマイモ保管庫、後ですね、佐見の育苗ハウス、これは以前からありますが、そうしたところも水道に接続いただいております、この農業所得の向上、目標がございまして、これは達成することができております。

こうした農業関係への供給もですが、一般世帯への供給量が十分に確保できていない状態が続いております、接続が可能となるよう、一刻も早く浄水場の取水量の改善を図ることが必要と考えております。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

最後のところで少し一部答弁をされたかと思っておりますけども、今現状、何とか賄って、賄えているということでございました。

昨年の決算特別委員会で報告のあった、佐見地区の簡易水道接続率によれば、接続率は43.44%ということでございます。裏を返せばこの43%程度で現状を何とか維持しているという状況かと思っております。

委員会において水道未接続の解消を求めています、これを100に近づけるためにはその分がすぐに不足につながるということになるんじゃないかと思っておりますけども、こうした状況にどのように対応されようと思っておられますか。お考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、この今の佐見の状況について、どうした、改善もですが、そもそも接続率が今、低いわけですが、どうした対応をするかということでもあります。

まず、現状の改善するためにはですね、この取水のところをてこ入れする必要があるんですが、もちろん新たな井戸、今の井戸ではやはりもう水量が確保できないということがもう明らかになっておりますので、新たな井戸を掘るのか、近くの余力があります敷波浄水場というのがありますが、そこからの送水を行うことで必要量を得るか、検討を行っていますが、現時点では事業費のこともありまして、そして井戸水を仮に掘った

としてもですね、そのときは出るんです。前回はそうだったんですが、不安定さもありまして、安定供給ができる方法として敷波浄水場からの送水を行う方法で今検討を進めているところであります。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

宇山浄水場のことについて、早くというふうに求めたときに、予算にも財源にも限りがありますから、そのときは、赤名の管の更新が終わらなければというふうなことを聞いた記憶ありますけども、そういう意味では少なくとも宇山が終わらないと次にはかと思えますけども、未接続の解消に合わせ、水量の確保ということについて、引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。

ここまでは、これはハード部分のことでございますけども、次に奥畑・宇山・敷波浄水場の簡易水道接続率は、60%から70%と低い状況となっております。決算特別委員会でいただいた資料によりますと、赤来地区がほとんど100%、頓原も頓原とか、八神、志津見、角井そうしたところは100%に近いんですけど、この奥畑・宇山・敷波この3か所についてはちょっとまだ接続率が低い状況となっておりますが、これの解消についてどのように対応されるお考えか伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、奥畑・宇山・敷波浄水場の未接続解消に向けた対応ということで質問いただきました。

議員が言われますとおりこの3地区の接続率、他の浄水場と比較して低い状況にあります。それぞれ給水等に関する課題がある中で、宇山地区につきましては、今年度、頓原浄水場からの送水施設整備によりまして、これまでの供給不足が解消されますので、未接続世帯への勧奨をですね今後強力にですね、進めていきたいと考えております。

奥畑地区につきましては、ちょっと不定期に発生する濁りの問題がありまして、これろ過器を増設、検討しておりますが、このろ過器は新設でなく、今、宇山の施設がですね、頓原浄水場からの送水で賄えることになりましたので、そこにある施設を移設という形を今検討しておりますが、そうした課題、解消を図った上で、未接続世帯への接続勧奨に努めてまいりたいと思います。

それで、敷波の浄水場の給水エリアについては、ちょっとほかは60%ぐらいですが、ここは80に近い70%台ですが、接続いただいているところは、ほぼ接続していただいている状況でありまして、今後は接続が可能でありそうな数件につきましては、接続を促してまいりたいと思っております。

なぜ低いかというところは、そもそもその整備が遅れたということもあって、それまでにほかの方法で給水、特に井戸だと思いますが、そういったことで賄われておって、水道の接続がなかなかされないところがあります。

ただ、そうした個人での管理でなくて簡易水道は町がしっかりと管理した水を安定的に供給することができますので、そうした切替えについてはですね、しっかりと住民の方へ理解を求めながら、未接続の解消に努めてまいりたいと思います。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

あと残り、先ほどまで出なかった地区ですけども、今年3月に策定された第3次飯南町総合振興計画の中の生活基盤の整備において「上水道の未整備地区の解消に向け水道施設の整備を進める。」とあります。現在の未整備陸は都加賀地区、長谷地区、獅子地区、これは志の志々地区の中のけもの辺の獅子地区のほうですけども、その3地区が未整備地区だと思います。

先ほどの質問の中で、一部答弁されておりましたけども、町長は、改めて上水道の必要性についてどのようにお考えでしょうか。そして、必要ということであれば未整備地区の解消に向けてどのような整備を進めようとお考えでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、上水道未整備地区の解消についての質問いただきました。

議員ご指摘のとおり、この水道の未整備地区は、都加賀地区、長谷地区、獅子地区の3地区でありまして、いずれもが家屋が点在し、そして中心部からちょっと離れたエリアになります。この3地区の中でも要望書が、水道の整備について提出されている地区もございます。

議員おっしゃいました、この第3次の総合振興計画においても、上水道における未整備地区の解消を掲げております。

そして、整備を進めていくためにはですね、行くには多額のやはり事業費がかかってまいります。必要とされる、ニーズ、さっきも言いましたが、要望書が出ておるような地区もあれば、そうでないところもありまして、ニーズを見極めて、整備の必要性を慎重に判断し、場合によっては水道ということなんですけど、簡易水道施設による水の供給ではなくて、井戸から今、取水を賄っておられる現状もあることから、個人の井戸への助成制度も視野に入れた検討を進めていきたいと考えております。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

最後に言われたのは、例えば、下水道で言うところの浄化槽の町管理の浄化槽そうした意味合いのことをおっしゃってるんじゃないかと思います。

まず、そうしたことが可能であれば、そうしたことも検討材の一つとして、検討を進めていただきたいと思います。いずれにしても、文化的、衛生的といえますか、そうした観点からもこの水道というのは有効だと思いますので、積極的な整備に努めていただきたいと思います。

最後の質問になりますけども、空き家バンクについて質問いたします。

本町では、平成 18 年度に空き家バンク制度を創設し、使用予定のない家の所有者に空き家として登録していただき、利用を希望される方に情報提供を行うことにより、建物の有効活用を図ってきたところでございます。

令和 6 年度の地方自治研究機構の先進事例調査研究によれば、制度創設時から令和 5 年 7 月末時点までで 172 件の空き家登録があり、そのうち 101 件で賃貸または売買が成立しているとなっています。

その後も、VR 内覧サービスの提供により物件内部全方向の内覧を可能にしたり、空き家の所有者に対して、空き家の片づけ等に係る助成制度を制定するなど空き家の利活用を進めておられることを評価したいと思います。

ただ、少し気になる事例を耳にした例もありますので、このことについて質問します。飯南町のホームページによる空き家物件の公開では、所在地・種類・構造・広さ・賃料や売却価格が示されていますが、このうち賃料や売却価格はどのように算出したものでしょうか。

以前、所有者から購入希望者が現れたもののなかなか金額面で折り合いがつかないという相談がありました。定住支援センターに相談しても、定住支援センターでは連絡・見学・交渉のお手伝いはするけども、最終的な契約は住宅所有者と購入希望者とで直接行ってほしいとのことだったようです。確かに支援センターで適正価格を算定することは困難かと思います。

ただ、当事者間で直接ということになれば、当然売り手は高値を希望されるでしょうし、買い手は安い方がいいということで、なかなか話がまとまらないことは想定されます。

そうしたことから、適正価格を専門業者に依頼してはいかがでしょうか。ただ専門業者に依頼すると結構な費用が掛かるようです。そのことからそうした費用を町で負担することも視野に入れて、契約がスムーズに成立するために、対応を検討いただければと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、空き家バンクに登録されている物件の件についての質問いただきました。

飯南町の空き家バンクにつきましては、議員から紹介いただいたとおり、平成18年度に制度を設置しておりまして、移住定住施策の一つとして推進してきております。

昨年4月より、本町の移住定住に関する相談支援事業につきましては、NPO法人里山コミッションに業務委託しておりますが、飯南町定住支援センター「ごめたで飯南町」という名称を掲げまして、丁寧な相談を行っていただいている中、この空き家バンクもですね、空き家バンクを活用した情報提供もお願いしているところであります。

それで、質問のありましたこの賃料や、売買価格について、どうして算定しているのかということをもまず聞かれましたが、現時点ではやっぱり所有者のご意向を希望を伺いまして、これまでの実績なども参考にしながら決められ、その価格、掲示されている物件が多い状況にあります。

一旦決めて、価格をアップしますけど、やはりこれまでの、私も売却に至った経過を見ますとやはり、当初の金額からは少し値下げした形で最終的には契約されている事例が多いように感じております。

それでそうした根拠のある形での算出ということで、適正価格設定に対しての支援についての提案をいただきました。

飯南町定住支援センター「ごめたで飯南町」では、空き家所有者から相談があった際に、空き家所有者の意向を尊重しつつ、不動産鑑定士を介した空き家の評価による価格設定も提案されています。

これは空き家の査定だけではなくてですね、契約事務、そういうところまで支援をお願いすることができるため、適正な価格を設定することができまして、安心して契約に関する手続を進めることができるため、今不動産鑑定士に依頼するケースが徐々に増えつつあると聞いております。

この空き家所有者がですね、不動産鑑定士に空き家の価格設定を依頼する際に発生する経費、補助している自治体もあると聞いておりますが、本町におきましては、そうした適正価格設定に関する支援については、今のところ行っていないんですが、議員から御紹介頂きましたほかのいろんな助成、空き家の購入や改修、そして片付け費用の補助事業等助成事業も行っておりますので、改めてそうした、空き家バンクに、空き家に関するですね、支援、事業ですね、検証いたしまして、議員からの提案も参考にさせていただきながら、今後、空き家に関する施策が効果的に推進できるよう、組立ててまいりたいと思います。以上です。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） 7番。

本人の希望価格ということでございましたけども、空き家ですから、大体その所有者というのは、ほとんどの方が都会にいらっしやいまして、そうするとその相場が全然、都会とこちらでは違うから、どうしてもかなり高く、希望価格はなりがちなということで、そうした専門業者の適正価格というふうなことも、考えなければいけないと思います。また今不動産鑑定士ということでしたけども、それは進めていただきたいと思いますのですが、調べたところによると 2、30 万ぐらい、その経費は、不動産鑑定士がかかるというふうなことを聞いたこともありますので、それを今の N P O のほうが求めているのかどうかわかりませんが、それはまた酷な話じゃないかと思いますので、町のほうでしっかりと対応策を考えていただければと思います。

最後ですけども、もう一つのケースは、空き家に賃貸で入居していた方が、賃貸料を 1 年近く滞納した後に、いつの間にか、空き家から出られて行き先がわからないという状況が以前あって、そのときは、所有者は賃貸料の回収をしたくてもできないという、このときもそういう相談を受けましたけども、このときも支援センターにお願いしてみたらということで、アドバイスしましたけども、支援センターではそうしたことにしても何もできないということだったようです。

こうした場合にできる対応策はということで質問なんですけども、例えば、その賃貸料を町が徴収するような形にして、徴収したものを所有者に渡すというふうなことにすれば、交金の一部になれば滞納とか、そうしたことも町のほうでできますけども、そうしたことも考えられないでしょうか。

そういったことも含めて対応策があればお聞きしたいと思います。町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

最初にちょっと答弁する前に、先ほど不動産鑑定士を利用した場合の金額について議員のほうから、ちょっと 2、30 万ということ言われましたが、私、今実績ですね。本町の場合も、不動産鑑定士に相談されての契約、事務支援、3 件実績もありますが、聞いておるのは非常にびっくりする安い価格で数万でして、いや、どの程度がそれぐらいの金額で鑑定してもらうのか、ちょっとここは今、十分に確認できておりませんが、いずれにしても、不動産鑑定士を介して、契約に至った事例もありますし、その費用についてはそこまで高額ではないということでありました。

それで、この空き家の賃貸料に関するトラブルについて、対応策、町で徴収できないかというようなご提案をいただきましたが、この空き家バンクを介した空き家の貸し借りにおける賃貸料のトラブルにつきましては、空き家バンク制度を実施されている他の自治体でも様々な事案があるとは、聞くことがございます。

それで、本町におきましては、空き家バンクの要綱の中ではですね、「物件提供者及び利用登録者が行う物件に関する交渉並びに売買契約については、直接これに関与しない」ということを明記しておりまして、民事的なトラブルにつきましては、行政として関与することが難しいと考えております。

ここ数年では、この空き家の賃貸に関する大きなトラブルは把握しておりませんが、宅地建物取引業等の専門知識をお持ちの方を介してこの空き家の取引を行うことも、やはりトラブルを防ぐ手段の一つかもしれませんので、手段としては研究してまいりたいと思います。以上です。

○7番（景山 登美男） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。

午前 11時50分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

5番、高橋英次議員。

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

一般質問に入ります前に、先日、私ども議会議員の大先輩であります小野覚様がお亡くなりになりました。お悔やみを申し上げますとともに、心より哀悼の意を表したいと思います。

それでは、一般質問に入ってまいります。まず最初の質問でございますが、安全を担う人材確保という題で質問いたしますが、先ほど言われまして、題ほど見ると何の安全かと言われましたので、生活全ての安全を担うという意味でつけたわけです。

さて、今年も、町内各地ともおおむね田植えが終わりまして、水をたたえました圃場の水面には、太陽の暖かい日差しを浴びた緑色の苗がそよぐ、そんな、とてものどかで穏やかな風景を目にする季節となりました。

しかしながら、これから月日がたっていきますと、イノシシ、シカ、サル、クマ、カラス、サギなどの鳥獣害と戦っていくと申しますか、絶え間ない攻防が始まる季節となってまいります。

各農家個人での対策を行われております。また、法人及び地区による集団的な獣害対策も行われておりますが、最終的には、人里に出没し人間界の食べ物の味を覚え、農作物を荒らして被害を及ぼす有害鳥獣に対しては、駆除を行うことが一番効果的であり、重要なことではないかと思っております。

担当課でここ数年の有害鳥獣の捕獲実績を調べていただきました。お忙しい仕事の中ありがとうございました。

その結果でございますが、10何種類にものぼる有害鳥獣が捕獲されておりましたので、今回は捕獲数が特に多い有害鳥獣ベストスリーといいたいでしょうか、それについて数を申し上げますが、まずイノシシでございます。令和4年 627 頭、令和5年 603 頭、令和6年 512 頭捕獲されております。年々この数字だけを見ると、減少しておりますが、駆除の成果が一定上がっているのではないかと推測するところもあります。

次に多いのはニホンジカとなっております。これは令和4年 112 頭、令和5年 106 頭、令和6年、昨年は 141 頭と、これは増える傾向となっております。

3 番目には、アナグマとなっており、令和4年 81 頭、令和5年 39 頭、令和6年 70 頭の捕獲数が報告されております。以上が多いうちの3番以内ですが、そのほかに、最近、ニホンザルがまた出没して捕獲されるという報告が令和5年、令和6年とそれぞれ1頭の捕獲報告がありました。これからこのニホンザルも徐々に増えてくるのではないかと心配をするところでもあります。

さらに、熊の錯誤捕獲につきましても、令和4年9頭、令和5年5頭、令和6年11頭の数字が上がってきております。ご存じだとは思いますが蛇足ではございますが、錯誤捕獲とは、特定の動物を捕獲するために仕掛けたわなに、意図せず、意図せず、熊が誤って捕獲されてしまうことで、例えば、イノシシやシカの捕獲を目的としたわなに、意図せずクマが誤って捕獲されてしまう。そうしたことを指した言葉でございます。

こうした例が示しているように、最近、熊の目撃情報を知らせる告知放送が増えております。また新聞によりましても、県内あらゆるところから熊の目撃情報が上がっております。町内では告知放送をもって住民の皆さんに注意喚起を促しておる状況でございます。

最近では、飯南町社会福祉協議会近くでの道路横断、そして飯南高等学校付近の道路で目撃されており、先日の6月1日早朝には、口真木集会所付近で出没したとの、朝早くからの放送もありました。

冒頭、有害獣の駆除が一番効果があり、重要だと申し上げましたが、これはもちろん、誰にでもできるわけではなく、銃猟免許や、わな狩猟免許等の狩猟免許を所持し、そのうえ各種の許可証を取得されておられる猟友会の皆さんたちが唯一、私たちのかわりに危険が伴い、かつ、重労働である有害駆除の任に当たっていただいているわけであります。

かく言う私も、猟友会の方には大変お世話になっておりまして、先日4、5日ぐらい

前になりますか、山あいには田が1枚ありますので、田の水を見に行ったら、遠くから見ると少し異様な風景が見えたので、近くの田んぼ中見てみますと稲のせっかく植えた稲の頭が、このぐらいちょん切って食べられておったわけです。一面。何とショックを受けまして、人の話に聞くと、その次生えてくる分までは大丈夫だと。その2番目を食べられるともう駄目ですよということも聞いておりまして大変ショックを受けておったんですが、谷地区の猟友会の方にたまたま会うこともございまして、その話をしたら、即、わなを仕掛けてやるからまっとれと、その方には常々イノシシも出ますので、山の中でございましてわなをかけていただいて、今までもとっていただいていることがありました。

そして、わなをかけたので安心して、今後わなでかかったよという朗報を待っているところではあるんですが、そして、シカもだんだん増えてきて、シカは鳴きますんでね、独特の声で。山の彼方から聞こえてくるときもあります。

ちょっと、少し、横道に話がされましたが、このように、猟友会の皆さんには、いついかなるときでも、どのような場所でも、日々住民の皆さんのために、活躍していただいているわけでありまして、大変感謝しております。

本町におけます猟友会の会員数は、頓原・赤来合わせまして72名と伺っております。そのうち、わな猟免許を所持されている会員さんは71名、銃猟免許に限ってみますと、大変少なく、15名の会員さんに頼っているのが現状だそうであります。

その銃猟免許を取得されている会員さんを地区別に見ますと、頓原地区6名、志々地区4名、来島地区4名、赤名地区では1名の会員さんだけとなり、谷地区に至っては、現在、銃猟免許を持った会員さんはおられないということを聞いております。

先日、赤名地区で唯一、銃猟免許を所持されている会員さんとお話をする機会がありました。そのときの会話の中で、「狩猟の話になったときに、私も年を重ね高齢になってきたので、ここら辺で無事故でいる間に引退したいと思っているが、自分がやめてしまうと、赤名や谷地区では、わなにかかった害獣のとめ刺しをする者がいなくなるから、やめようにもやめられない」と、悩ましい心中を明かされておりました。

また、他地区からの応援も、平日の日中には皆勤めに出かけているので、すぐには間に合わず、また、ましてや仕事を抜けてまでは来られないのが現状であるという話もされておりました。

大変厳しい現実を目の当たりにし、何とか狩猟に携わる方、特に銃猟をされる方を増やしたいと思ったわけですが、いかんせん、すぐに誰でもという話にはなりません。

そうした中、先般、飯南町の職員の方が銃猟免許を取得されているという話を耳にし、これからの活躍を大いに期待したいと思っているところでございます。

こうして、ここまでの述べてまいりました。これらの現実、現状を踏まえ、町長には、3点について質問をご用意してまいりましたので、一問一答の形式で順次、お伺いしていきたいと思います。

まず、1問目として、猟友会の会員の皆さんの高齢化と会員数の減少、銃猟免許所持者の減少に対処するため、役場職員の皆様に、各種狩猟免許の取得を促すことは、これは可能なのでありましようか。お答え願いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

5番議員から、この大きな見出しというか題は、町民生活全般そして安全を担う人材の確保ということでの質問でありましたが、中身のほうは今の狩猟免許者のですね、確保ということだと思います。

それで最初に、議員から猟友会員の高齢化と会員の減少、そして銃猟免許所持者の減少に対処するため、役場職員の各狩猟免許取得を促すことは可能かということのご質問であります。

端的に申しますと、こちらは可能であると考えております。それで、ただし狩猟という行為は、法令の厳格な遵守であったり、それから、倫理的な責任が伴い、特に銃器を扱う銃猟におきましては、モラルの保持であったり、厳正な管理が求められるため、慎重な対応が必要であると考えております。

それで、これは希望者への情報提供であったり、制度面での理解促進など、やはり職員が自発的に関心を持てるような働きかけを行ってまいりたいと考えております。

あわせて職員だけではなく、やっぱり地域でもそうした方が非常に少なくなっている現状もありますので、町民の皆様にも同様の働きかけはですね行っていく必要があると考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

可能であるというお答えをいただきました。やはり最後の砦とまでは申しませんが、やはり役場の若い方々に、そういうふうな狩猟免許を取っていただきますと、やはり町民の皆さんも少し安心されるのではないかと思います。町長も言われましたように、これはあくまでも自発的にやっていただかなくてはならないことで、強制するとか、無理にということではもう厳に戒めなくてはならないと思っております。

やはりいろんな殺生にも携わることになりますので、かなりプレッシャーもあるでしょうし、いろいろな面でもフォローが要るのではないかなと思っております。でも可能であるというお答えをいただきまして、心強く思っております。

2問目に参ります。仮に飯南町に対しまして、猟友会等から、わな捕獲の駆除協力、わなで捕獲した害獣の駆除協力の要請があった場合ですね、職員の皆さん、銃猟免許を所持しておられれば、その職員さんに対して出動を許可することは、これは可能でしょ

うか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、町に対し、猟友会等から、わな捕獲銃の駆除協力ご質問であります。これについても可能であると認識しております。

このことだけではなく町ではですね、鳥獣被害対策実施隊を設置しておりまして、これ猟友会の会員の皆さんはもちろん入っておられますが、職員も実はその構成員として数人登録しております。それで、登録しております。

したがって、この有害鳥獣駆除協力の要請があった場合は、免許所持職員が出動することは制度上問題ありません。

しかしながら、現時点では、狩猟免許所持者、これは非常に少ないことから、今後は免許取得の推進を図るとともに、協力体制の整備、強化に取り組む必要があると考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

この問題に対しても可能であるというお答えをいただきました。実施隊に職員さんが登録されているということはちょっと知りませんでした。大変結構なことですので、一生懸命頑張りたいと思いますが、最後の問題になります。

町職員の方が、休日と休みの日に、余暇を生かして狩猟に出かけ、この有害獣を駆除し、飯南町にあります飯南町有害鳥獣捕獲等補助金を受けることは、これは兼業となるのか。それともそれに抵触せず、禁止はされていないのか。どういうことなのかはお答え願いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

3つ目の質問であります。町職員が休日等に狩猟に出かけ、有害鳥獣を駆除し、そして飯南町有害鳥獣捕獲等補助金、鳥獣ごとに単価は決まっておりますが、それを受け取るとは兼業に当たるかというご質問でございます。

補助金として交付する性質のものであるため、この兼業には該当しないと認識しております。そのうえで、狩猟及び有害鳥獣駆除の担い手の確保は町の本当に喫緊の課題であると強く認識しております。先ほども議員のほうから、狩猟免許者、特に銃の所持者、谷地区はゼロ、赤名地区においても1名ということで、年齢もかなり重ねられた方であ

りまして、本当に責任感で今、免許を所持継続していただいておりますが、そうした実態もあります。猟友会の皆様、今会員も、若い方も入っておられますが、そういう猟友会の方であったり、地域の皆様と連携し、担い手の育成、そして後継者確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

この件についても、可能であるというお答えをいただきました。飯南町のこの前向きな取組方、またそれに携わる猟友会員の皆様、これは本当にボランティア精神で住民の皆さんのためにと農業の発展を阻害するものを阻止するという意味で一生懸命やっております。我々住民もそうした活動には積極的に協力して、何かしらできることはしてまいりたいと思います。

次の質問に移ります。この質問するとまたかと言われそうな気がしますが、脱炭素はゆっくりとと題しまして質問をしてまいりたいと思います。

先般、5月15日の全員協議会におきまして、このたび、環境省が募集を行っている「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」これは重点対策加速化事業と申しますが、これに応募したとの説明がありました。

その内容ですが、個人、事業者向け事業8事業、そして、行政実施事業の10事業の計18事業での申請となっているということでございました。その採択の結果は6月上旬発表とのことでありますが、議会初日、3日の時点では、まだ通達は来ていないとのことでありました。

あれから4日5日と今日6日ですが、どのような結果が来ているのかまだ来ていないのかまだ伺ってはいないところでございますが、今議会のうち、中で採択の可否の報告が発表があるとは思いますが、この重点対策加速化事業に応募されました取組の中で、この2種類先ほど言いましたが、この行政実施事業につきましては、私は若干の危惧を抱いております。

その危惧の内容を今から申すわけでありましたが、まずその一つである個人事業者向けの8事業の内訳であります。これはまきストーブの導入が一つ。高効率空調機器導入が一つ。エアコンの導入に対する補助等となると思います。そして高効率照明。これはLEDの機器導入に対する補助であります。蛍光灯白熱電球をやめてLEDに取り替えるということへの補助だと思います。そして高効率給湯器導入、エコキュートですか、そういった類いの給湯器の補助であると思います。そして次に、余りこれは好きではないんですが太陽光発電設備導入。個人の方が行われるに当たってはそんな大規模でもない屋根に乗せて発電を利用して、次、自分の家で利用するなり、売電するなりされるわけですが、そうした太陽光発電設備の導入にも補助があります。そして蓄電池設備導入、そして電動車、これはEV、PHEV、V2Hの導入に対し補助があり、またコン

ポスト設置などにも、これが取上げた折、脱炭素につながる各種機器の導入、そして、コンポストなどに対する助成を行う事業であります。

こうした個人事業者向けの事業に対しては、このメリット、デメリットは各個人で十分理解し、判断して取り組まれることになります。そのうえで、それぞれにおいて、これはと思われる事業を選択されれば、より快適な生活を営んでいただけることが期待されるのではないかと考えております。

しかしながら、行政実施事業の内容を拝見し、少し調べてみますと、いろいろ懸念される材料が浮かび上がってまいりました。

一つ一つ、少しずつでも述べてまいりますが、まず、太陽光発電です。これは本庁舎屋根部分に設置する件は、冬季の落雪の危険性を議会が指摘し、これは回避されました。別なところで縦型なり何だ設置するという話でございました。

しかしながら、この、より効率化を図るために、例えばですよ、大企業に協力を求めるなど、広大な森林を伐採し設置した場合、自然破壊も加わり、豪雨災害や地震などによる土砂崩れの危険性、またパネルの損壊による飛散、化学物質の流出など、これらが危惧されるところであります。さらに大量なパネルによる反射光がもたらす周辺住民への影響、また極端な例えを申しますれば、航空機への運行の支障も考えられる、心配されるのではないかと考えております。

本町では、特に緊急を要する患者さんを救急搬送していただき、尊い命を救っていただいているドクターヘリが離着陸するヘリポート基地が、赤名に1か所、頓原に1か所あります。そうした重要な任務を担っているドクターヘリの運航に影響が出ないとは言いきれないかと思えます。

公用車のEV化事業、EV、PHEV、HEVですが、これもありました。説明によりますと、2030年までには全ての公用車を電動車とするという説明でございました。同様に、EVバス導入事業も計画にありましたが、これら電動車はもちろん、電気で動きますので、多額の経費での充電設備関連の工事が必要になります。特にEVバスは大容量の充電設備が必要になると思われますので、かなりの金額になるのではないかと考えております。また充電時間は長時間で、何台もこの充電待ちとなれば、運用が滞り、町業務に支障をきたすことになりはしないかと心配するところでもあります。

これら問題点を挙げれば、あれこれとまだまだありますが、この中山間地域、この極寒の冬到来となれば、大変な大雪と、吐く息も凍り、風も波がさす大寒波は皆さんもこれまで十分に経験されていると思います。

そうした状況に置かれている飯南町に、本当に全公用車の電動車化が求められるのでしょうか。消防車など緊急車両も公用車にありますが、そうした車両も電動車にして、本当に安心安全が確保されるのでしょうか。

小水力発電事業では、100キロワット級を3施設設置すると話でありました。収支を計算した説明資料もありました。少し申しますと、20年間稼働した場合の収支と、収支収

入と支出の差引き収支で、2億4,636万円。40年稼働で差引き収支が5億6,982万円。これが60年間稼働すれば8億9,328万円の収支になると試算されております。この20年、40年、60年と長いスパンでの数字を見ますと、なるほどと思います。

私の計算が間違っていなければ、これは3施設の合計なので、1施設1基当たり、これが20年可能ならば、8,212万円となり、1年間の換算では、約410万円となります。40年稼働では、1施設1基1億8,994万円となり、1年で約475万円の収支となっております。60年稼働では、1施設1基2億9,776万円で、1年間で約496万円と、私の計算が間違っていなければなるわけであります。

これらの数字を高いと見るか低いと感じるかではありますが、ちょっと違う話をしますと、ちなみに、少し先の話になりますが、45年先の令和52年、西暦2070年の飯南町における人口推計を見ますと、総人口1764人、老年人口814人、生産年齢人口711人、年少人口179人との将来推計が、第3次飯南町総合振興計画に資料として掲載されておりました。再度申し上げますが、生産年齢人口は711人であります。何をこれと言わんとするかということをご理解してほしいわけですが、そういう問題もあります。

小水力発電事業につきましては、水利権の問題や、地域住民の理解と協力、そして、何より安定した水量と落差が求められておりますが、河川の水量も20年前、30年前、40年前、そして60年前と今を比較すれば、断然水量は減ってきております。これからの20年、40年、60年先はどのようになっているか、想像すれば、少し怖くなるような思いもあります。

今回、この重点対策加速化事業が採択されました。との報告がありましたら、もはやこれは今まで言ったことの再考の余地なく、そのまま走り出すのでしょうか。また、不採択であった場合は、来年度の申請に向け、もう少し事業内容を盛り上げて予算獲得に向かうのでしょうか。

私は、かねがね脱炭素の話になりますと、「前のめりにはならず、飯南町の現状を見据えながらスローなペースで」と、常々意見を申し上げてまいりました。ちょっと調べてみましたが昨年の6月議会でもこの脱炭素について質問をしておりました。事務局で、すぐちょっと調べていただいたんですが、問題は一つには高齢化社会にやさしい対応で臨むべきという問題提起と二つ目には、本町の経済活動に悪影響を及ぼさないようにという質問をしておりました。

町長の答弁では、生命地域飯南町にふさわしいクリーンエネルギーを中心とした、カーボンニュートラルが達成できればと思っており、2030年2050年と長いようで短く、すぐその時間もたつので、一つ一つできることを進めていくことが大事だと答弁されておりました。

こうして去年も聞いているわけですが、今回この多額の補助金を当てにして推し進めようとしているこれらの事業が、やがてはやってくる将来の負の遺産にはなりはしないか。孫の世代の飯南町民に重い負担を強いるのではないかと危惧する思いもあって、今

任期最後となりますこの一般質問において、またもう一度ぜひ町長に最終的に伺っておかなければと思った次第であります。

今までいろいろ何点も申し上げましたが、それらを含めて、一つお聞きしたいのは、これからの脱炭素に対する町長の取組姿勢はどういうふうなものになるのか、これについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、本町の脱炭素政策についてのご質問いただきました。

これまでも説明してきていることではありますが、繰り返しますが本町は令和5年3月、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行い脱炭素のまちを目指すこととしております。

それで、この脱炭素のまちを目指す上では、町民の方、そして事業者、行政が一体となって取り組んでいくために、昨年1月、令和6年1月に「飯南町脱炭素のまち推進計画」というものを策定し、この取り組む施策の検討を行いながら、このたび国の補助事業であります「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」重点加速化事業と言いますが、それに応募しているところであります。その内容についても、先般の全協のほうでも説明させていただきました。

それで、その結果については、本日現在、採択不採択と連絡はまだ受けておりません。それで、結果については、6月上旬に通知があると聞いておりますので、遅くとも今定例会中、来週中には結果がわかるものと思いますので、わかり次第報告させていただきたいと思います。

それで仮に採択となれば、この補助金を活用して、町民の皆さん、そして事業所にとっても有利な条件で、さっきも8つの事業紹介いただきましたが、高効率の空調機、エアコンの整備であったり、そうしたことができます。住民の方も身近なところから脱炭素の取組が推進できると考えております。

議員のほうはですね、住民のほうではなくて、行政がやろうとしておることを非常に心配されております。3つ、そこで今、一つ一つ述べられましたが、ちょっと数字等は全部がメモしておりませんのであれなんです、太陽光パネルの設置、そして公用車の電動車化または小水力発電の維持管理など、この行政実施事業につきまして、議員からもちっと細かく説明されましたが、私のほうからも少し説明いたします。

太陽光パネルについては、あくまでも公共施設への設置ということですので、今、森林を伐採して、そこへ設置するようなことは今ないんですが、今太陽光パネル、これまで起こったその事故事例とかは、積雪荷重や耐風圧の過小設計によるものが多いと報告されております。当然のことですが、設計段階でそうした基準強度をクリアしてい

るかなどは十分確認を行う必要があります。

それで、この庁舎への太陽光の設置については、3月定例会のほうでいろいろご意見もちょうだいいたしました。不特定多数の方が利用される施設については、やはり落雪の危険を考慮し、安全性の確保を最優先として、設置箇所・設置方法については検討してまいります。

一方、太陽光パネルはですね、高温になり過ぎると逆に発電効率が低下する性質があると言われております。それは25度を超えますと、1度上昇するごとに0.5%発電量が低下するということであります。ですから、天気がいい真夏日とかは逆に発電効率が下がってまいります。高冷地の本町にとっては、ある意味そうしたメリットが出るような時期もあると思います。

ただ、冬の着雪に対しては、さっきおっしゃいました縦型のパネルを採用するとか、発電できない期間を減らすなどして、いろんな対応も検討してまいりたいと思います。

2番目の公用車の電動化についてであります。電動化はですね、電気自動車、一般的にEV車と言われますが、全て電気で動く車だけではなくて、ハイブリッド車のようなガソリンと電気を併用する、利用する仕組みの車を含んでおりますので、100%の電気自動車じゃなくて、現在のハイブリッド車も購入しておりますが、そうした形での購入も考えたいと思っております。

それで、もちろんその業務での使用の人であったり、それから費用対効果も踏まえつつ、代替可能な車両があればですね、もちろんそれは、電動車に更新していくものでありますが、例えば、建設課で道路パトロールであったり産業振興課の山へ入る林業車両等については、オフロード4WDでないと業務に支障も出ますし、またご指摘のありました消防団の車両などにつきましては、現状で代替可能な電動車の車種がございませんので、今すぐ電動化は難しい状況であります。これはバスも同様であります。

都会地のほうでは、そうしたバスも、もちろんハイブリッドバスもありますが、本町は今4WDのバスがほとんどであります。

そして、これから時間が経過といいますか、少しずつその自動車メーカーの技術革新等もありますので、そうしたところにも期待しながら、順次、最適な車両を更新していくという考えでおります。

そして、一番の発電が期待できる小水力発電であります。これは申すまでもございませんが、水位の落差を利用した発電方法でありまして、要は落差とその水量ですね、落差が少なくても水量があれば、発電は、量は確保できるわけですが、本町のような中山間地域においては、やはり急峻な地形であって、河川等も勾配があります。そうした地形であったり、また、冬季間は雪もしっかり降りますので、雪解け水、そうした相性もいいということは言われております。

それで、昼夜を問わずにこの水力発電、常に発電し続けますので、非常に安定した発電が可能でありますし、耐用年数60年以上と言われてまして、長い期間において発電す

ることが可能であります。既に設置の谷地区の小水力発電についても現在も稼働し続けておりまして、電力、一定の発電量によって、収支はプラスということで聞いております。

それでこのランニングコストにつきましては、やはり従来のその谷のもそうなんですが、小水力発電では、人力による防塵の手間、葉っぱをこう取る、その作業が本当に多くかかっております。

私も県内の新しい施設等を見てもおりますが、そうした落ち葉とか取るスクリーンのところで自動で動きながら、自動で除去する方法等も導入されておる事例もありまして、そうした先行して導入されている地域の事例も研究しながら、これは検討を進めてまいりたいと思います。

それで、事業採択、補助金の採択ですがあった場合、詳細な流量調査であったり、今取りあえず、現地調査ももちろんしておりますが、より詳細な流量調査であったり、関係者の調整を行った上で、事業性が確認された河川への導入を行っていきたいと考えております。

それで、特にこの小水力発電につきましては、あくまでも補助金が入って全体の収支がどうなるかということで計算しております。

今、不採択の場合、来年度はどうするかということでありますが、これ、全体的にこの事業は継続してあるんですが、毎年採択要件が厳しくなっておりまして、一昨年よりも去年、去年よりも今年ということで、ハードルがですね本当に高くなってきております。採択件数は約 20 件と聞いておりますが、全国で、なかなかその狭き門は狭き門であります。

例えば、不採択の場合ですが、どうしたところが、計画、本町が提出しておる計画足りなかった部分も検証いたしまして、内容は精査した上で、再度、来年が最後ということもちょっと聞いておりますが、もう一度エントリーするか、またほかの補助事業の活用により、進めていくかはこれからの検討になります。これは、特に今の小水力発電についてはそのことが言えると思います。

いずれにしても、この脱炭素の政策、今補助金を取りに行くようにしておりますが、もちろん別の補助金も用意されているものもありますが、補助金の有無にかかわらず、避けて通れない行政課題だと私は考えておりまして、議員からは、日頃から何度も忠告いただいておりますが、前のめりになるなということでご指摘いただいております。私としては、背伸びをせずに、本町に合った脱炭素事業に取り組んでまいりたいと思います。その際は、もちろんその都度ですね、議会の理解も得ながら進めてまいりたいと思います。

繰り返しになりますが、この脱炭素の取組につきましては本当に町民の皆さんの生活にも直結していますので、今は当たり前にガソリンスタンドで一定の単価の値段で給油もできますが、これが今後、本当にそういう状況が必ずしも継続するとは本当にわかり

ませんので、そうした町民生活の直結している脱炭素の取り組みであります。周知とか啓発をしっかりと行って、町全体の脱炭素に関する機運の醸成を図っていきたいと考えています。以上です。

○5番（高橋 英次） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部 丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

通告に従い質問をいたします。

飯南米を将来にわたり安定供給していくための質問です。

昨夏に店頭からコメが姿を消しました。「令和の米騒動」の始まりです。新米が出回れば落ち着くだろうと農水省のみならず、多くの国民は思っていたと思います。

ところが、年が明けても米価は上昇を続け、備蓄米の放出をめぐっても混乱が続いています。

昨年「食料・農業・農村基本法」が改正され、「食料安全保障の確保」を新たに加え、農作物や農業資材の安定的な輸入と農業法人の経営基盤の強化、スマート技術の活用による生産性の向上などを盛り込み、改正した矢先の危機であります。原因を分析したうえで、追加の政策が必要となるでしょう。政府には、生産者と消費者の双方が納得できる価格で折り合いをつけるよう導いていただきたいものです。

本町では、令和7年から11年の飯南町農林業振興計画を策定し、振興を図り始めたところです。「水田農業の振興」に着目しますと、現状の分析では、集落営農の法人化が進み、1集落1農場の形がとれつつある。広範囲にわたり、認定農業者が農地を集積しており、集積率は53.4%と高く、担い手不足解消への取組が進んでいると評価しています。

課題としては、人手に頼る作業や熟練者頼みの作業が多く、省力化など、負担軽減が必要。担い手を確保できず、営農継続が見通せない集落も多く存在すると挙げています。

今後の取組としては、品質安定負担軽減として、育苗センターやカントリーエレベーターの利用促進によるブランド力強化、畦畔拡幅等の小規模基盤整備とあわせたりモコン草刈り機の導入や、センチピートグラス吹付による除草作業の軽減、スマート農業の導入推進としています。

国は、大区画化や効率化にフォーカスし、予算を投入することで農政改革とする考えのようですが、本町に照らして考えた場合、計画済みの事業以上の大区画化は立地の面

から不可能だと思われます。効率化は、スマート農業など、使えるものは使うとしても、集積は評価どおり、他の地域より先進しており、現在は 54.8%に達しています。さらなる推進がどこまでできるかは不透明で、限界も近づいていると私は思っています。

また、これらの補助事業を活用するにも、集積という前提条件がつきますと、そこに含まれていない、半数近い 45%、世帯数で 337 世帯の水田農業者は、何の支援も受けられず、自力で続けられるだけ続け、未来に希望を持たず、時が来れば就農を断念することになるのではないのでしょうか。

こうした小農家、家族農家の方々にも、省力化の支援が行き渡り、意欲を持って農業と向き合う環境を整え、農家を存続させること、人をつないでいくことこそ将来の担い手を芽吹かせ育てることになるのではないですか。

現在の国県の政策による 1 点突破では、中山間地域における農業基盤の強化には不十分としか言えません。

集約化の先進地域、飯南町においては、残り 45%の小農家、家族農家にも目を向け、独自の農業政策を、国、県の政策にかぶせて、網羅性を持った政策を打ち出し進めていく必要があると考えます。

求められるのは、農林業振興計画で課題と掲げた部分を棚上げすることなく、正面から向き合った対策です。

例えば、町による農機バンクの設置や、個人での畦畔整備や圃場改修などへの支援が挙げられるのではないのでしょうか。

農機バンクの設置は、整備や管理、利用者への配送などを町内の農機会社に委託することで、そこへの地域おこし協力隊の採用や、特定地域づくり協同組合の派遣なども検討でき、産業の活性化や人手不足の解消にもつながると考えます。圃場の改修は、建設事業者の助けにもなることと思います。

こうした相乗効果をまとめ、活躍する小農家、継承される家族農家のビジョンとして進められないものでしょうか。

また、営農法人や認定農業者にとって補助金はあるがたく、有効に活用したいと考えておられるところは多いと思いますが、実務をされる現場では、これがなかなか思うように事が進んでいないと聞きます。

一つには、事業の発表から締切りまでが余りに短期間で、申請に必要な書類が整わないことや、補助事業でどこまで適用できるか情報が不足したりすることが理由のようです。

せっかく補助事業があっても、活用できなければ意味がなく、考えようによっては町の損失にもつながるものではないのでしょうか。

商工関係は商工会に相談窓口がありますし、農地中間管理機構などは、制度を熟知した担当者を置いて、利用者は知識や経験がなくとも負担なく手続を進められる窓口もありますので、国、県の農業関係の補助事業にも範囲を広げ、申請手続から結果報告まで

を支援できる窓口を検討してはいかがでしょうか。

町長の考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

8 番議員からは、飯南米の安定供給であったり、それから継続できる持続可能な農業の仕組み、何点か提案と質問いただきましたので、それぞれについてちょっと答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、昨年からの、いわゆるこの「令和の米騒動」以降ですね、全国的に米の需給と価格が本当に不安定な状況が続いており、農業を取り巻く環境の不確実性が増しております。本当米のニュースを見ない日がないわけですが、毎日、今特に備蓄米、古古古米ですね、そうした放出、随契での放出があつて、今、スーパーではなくコンビニで少量で販売が始まってということで、そうした報道が本当にされております。

この米の販売もですね、今は都市部を中心に始まっておりますが、これが地方にまで広がって、いずれそう、本当にまだ備蓄米も J A、かなり抱えておりますので、買い取った、そうしたところであったり、卸業者のところで滞留してるのもあると思いますが、市場でですね本当に需給バランスが崩れるような気もしております、そこは本当に心配しております。

それで、農林業を基幹産業として位置づける本町にとってもこの安定した飯南米の供給を維持することは、次世代を担う若者世代にとっても、やはり、魅力ある持続可能な取組が不可欠であると強く認識しております。

それで国ではですね、改正されたこの食料農業農村基本法をもとに、スマート農業の推進であったり、農業法人の基盤強化といった政策に力を入れておりますが、その中山間地域にはですね、必ずしもこの中山間地域の実情ですね、必ずしも即しておらないものもあります。

小規模農家や家族経営農家への支援が届きにくいという課題があることも事実であります。

議員からは今、本町の集積率、53.4%、個人を中心とした経営体 45%のところに、ちゃんと手当てをしなさいということですが、この 53.4%ですが、法人であったり、認定農業者の割合でありまして、実はこの中に機械共同利用組合の面積は含んでおりませんので、そうしたものも入れますともう少し上がってまいります。

それで、こうした状況であります、島根県では今年度農作業の省力化に必要な機械設備等の導入を支援するため、省力化投資支援事業、これを新たに創設されております。要は、少しハードルを下げて使いやすい事業となっております。

経営耕地面積が 30 アール以上、そしてまたは農産物の販売、これ年間での販売金額が 50

万円以上であることが要件とされており、小規模農家への支援も可能になっております。現在、そうした農家も手を挙げておられます。

町といたしましても、担い手への、個別通知であったり農業委員会総会等での情報提供、ホームページ掲載などを通じて、このことについては周知を努めてまいりました。

これ以外に町では、スマート農業の関係の補助金を用意しております。この事業に対してですね県3分の1、そして町3分の1、自己負担が3分の1ですが、そうしたことができる制度を整備しております。この県の省力化等支援事業と連動する形で町としても、支援してまいります。

具体的に農機バンクということでございました。この設置につきましては、町内企業の整備、町内企業への整備ですね、それから管理委託また地域おこし協力隊の活用、そして、特定地域づくり協同組合がございますが、そうした組織と連携なども視野に入れることで、地域経済の活性化、人材不足の対策にもつながる可能性があるのではないかと認識しております。

ただ、このどうしてもそういう農家さんは兼業の農家さんも多いんですが、農作業時期がどうしても利用者集中するということで、機械の維持管理体制といった、運用上の課題であったり使う時期が重なるというようなところもちろんありまして、現時点ではなかなか私としては難しい慎重な検討が必要かなと考えております。

それで、簡易な畦畔整備であったり、圃場の改修ですが、以前は、町内全域の要望を取りまとめて行ってまいりましたが、今そういう事業は行っておりません。で、この事業は、制度自体はずっとありますので県単の農地有効利用支援整備事業によりまして、小規模な土地改良事業として、補助制度を活用することも可能であります。

ただ補助率がですね、農地集約化であったり、中間管理機構を活用するこの国庫補助事業に比べて、補助金が低いということで、農家の負担が大きくなる懸念もあります。

それでこうした状況を踏まえまして、本当に地元、飯南町のこの農地を守っていく上で、どうしたらいいかということで、個人のおかた個人で経営されてる方、中間管理機構に農地を預けて、それを集落営農法人がその農地を活用して営農する。様は、中間管理機構をかませて、農業自体は個人でもできるし、先々個人が難しくなったらその組織で営農を継続するというような形で、まずはその組織に加入していただく、そのことによって、いろんな補助事業も活用できるということでそうした組織化をですね、が大事ではないかと思っております。

それで、もう一ついろんな複雑な申請事務等についての窓口支援ということで、ご提言いただきましたが、この補助事業の申請相談体制につきましては、現在、飯南町農業担い手支援センターを設置しておりますが、農業委員会であったり、JA、しまね農業振興公社そして東部農振の雲南事務所と連携しながら、相談体制はできております。

ただ、その利用者の方にとりまして本当に負担の少ないワンストップ窓口として機能を果たすためには、申請から実施報告まで一貫した支援、そうしたことが可能となるよ

う考えなければいけませんので、今、職員のなかなか片手間ではできませんので、新たに専任の配置も含めてその体制の強化、これは検討してまいりたいと今思っております。

飯南町では、もちろん集積もかなり進んではおりますが、一方では小規模なつながりを生かした中山間地域ならではの、この支え合う農業が根づいていると思っております。こうした地域の強みも生かしながら、持続可能な農業の実現を目指してまいりたいと思います。

○8番（安部 丘） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部 丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

町長からは、補助金窓口等について、申請から結果の報告まで一貫したサポートができるような職員というか、新しい採用を含めて検討していきたいということで力強い、これはお言葉をいただいたと思っております。できればその部分にですね、あわせてそういう農業に特化した、先ほどおっしゃられた省力化の投資支援、そういったものをPRする機能もあわせて持っていて、ほとんど町民はご存じないと思います。そういう県の省力化投資支援がどういう枠組みでどれぐらいのものが使えるのかということをご存じないと思いますので、そういったところもPRも含めてですね、ぜひやっていただきたいと思います。

それから農機バンクについてはですね、今現状は皆さん困ってないわけです。家族農家にしても小規模農家にしても、それぞれで都合つけて何とかやっておられるわけです。だから、バンクを立ち上げるからといって、一遍にそんなにたくさんの機械を必要としたり、投資をしたりする必要はないと思っていまして、極端なことを言うと、2条刈りのコンバインと4条植えの田植機と25馬力ぐらいのトラクターがあればよくて、しかも新品である必要なくて中古でもいいわけです。そういったものを、何が困るかって、突然壊れたときは困るわけです。小農家の方々はバックアップがないので、突然壊れてできなくなったときにどうするか、そういったところを救済していくと、だんだんと安心して農業を継続することに意味を見いだしてくださると思っております。

そういうところは、引き続き検討できるんじゃないかなというふうに思うので、再度ちょっとその部分についてのご答弁をいただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

まず、いろんな事務手続の支援については、専任の配置ということでお答えして、その部分についてはあわせて事業のPRとかしっかりと、行ってほしいということでありましたので、もちろんそうしたことも含めてその事務は進めて行きたいと思っております。

その組織の話、組織というかその個人農家、農機バンクといいますかその機械が壊れたときの対応ということですが、それだからこそ、組織に緩やかな加入をしといていただいて、できる間は家族経営そして個人でやられて結構なんです、それが機械が壊れたときはその組織化によって、補助金で機械整備が当然できますので、その機械を使っただけということ、そこに移行ができるということですので、そうした組織づくりをですね今後は進めていきたい。

今の農事組合法人であったり、これは集積をして経営も財布も一つなんです、今の緩やかな組織体はですね、経営は、当面は別でもいいですが、先ではちょっと一緒になるかもしれませんが、そうした中間管理機構を間に入れることによって、そうした組織づくりメリットも出ますので、そうしたところで個人の農業が続けられるような仕組みをですね、PRしながら、今の組織づくりを進めていきたいと考えております。

○8番（安部 丘） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。本会議の再開は14時25分といたします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時23分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

6番、安部誠也議員

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

最初に外国人受入れについて伺いいたします。

まず、飯南町の企業で、外国人の方は、今、技能実習生など就労している方が増えていて感じております。単身者がおもだと思いますが、どのくらいおられるのか、伺います。

当初は縫製工場で中国からの女性が多かったように思いますが、その中で、これまで企業内での問題や地元住民とのトラブルはあったのか、伺いいたします。

外国から来られた方は、思ったところと違い、山の中で冬は寒いし田舎であり、買物や遊ぶところもなく、お困りだと感じますが、まずは技能を習得され、借金を抱えて来

日されているわけですから、しっかり稼いで仕送りされ、帰えられるのが目的ですから、そこで国際交流の立場で、飯南町に来てよかったなと思われるようにしていかなければならないと思い、質問します。

少子高齢化、人口減少社会の中で、外国人就労者の受入れには、飯南町はもっと増えると思います。現時点で、町としての企業に対する支援や外国人就労者の活躍に向けての考えはないのかお伺いします。

そんな中で、政府は生産人口の減少を鑑み、人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設されます。外国人の方は条件を満たしたら転職や職場変更できる制度ですが、よい制度とは思いますが、給料が高い企業に引き抜き、スカウトされて、町内中小企業が困ってしまわないかと心配しております。

施行までのスケジュールは、令和9年までの政令で定める日ということですが、現時点での問題点を把握し、現場からの意見や提案を役場が積極的に吸い上げていく、ボトムアップしていくことも大切だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

6番議員から、外国人の受入れについての質問いただきました。

最初に人数をお尋ねになりました。この町内の外国人の人数、これは住民基本台帳上の人数であり、結婚して定住されている方を含んでおります。この人数は58人です。そのうち単身で就労されている方、これ町内の受入れ企業などからの聞き取りであります。48人おられるようであります。

それで、受け入れ先の企業との間でのトラブル、また地元住民との関係とかそういった質問であります。町内受入れ事業所からの聞き取りではですね、ちょっと最近のお話ですが、外国人労働者の失踪事案が2名あったと聞いております。そのほかでは住民の方からの声はなく、大きなトラブルはですね、聞いておりません。

また問題としてはですね、議員が言われたように一般的には言語や文化の違いによる理解不足であったり、日常のサポートが必要であるなどの点が挙げられるところではあります。これらの問題につきましては、各事業所で外国人の受入れ体制を整えていただいている。一部サポート業者にですね、委託している事業所もあるようでございますが、こうしたことで大きな問題には至っていないものと考えております。

次に、外国人就労者の受入れ企業への支援、そして、外国人就労者への直接的な支援についてであります。本町のように、少子高齢化、町の人口が今、減少する中で、現在の職場を確保していくためには、本当に外国人就労者の受入れは必要なことだと考えております。

特に、人手不足が深刻な建設業であったり、製造業、福祉施設、そうしたところが主

であります、本町におきましては、外国人材も含めまして、幅広く人材確保のための活動に利用可能な「飯南町中小企業等人材確保対策事業補助金」、この制度を設けておりまして、町内の事業所にもたくさん活用いただいているところであります。

また、福祉分野におきましては、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、介護福祉施設整備とあわせて、介護福祉人材を確保するための「飯南町外国人介護福祉人材確保対策事業助成金」、これも支給しているところであります。

したがいまして、今申しました補助金と、現行制度の中で引き続き支援を行いながら、町内事業所から新たな要望等があれば、検討していきたいと考えております。

交流に関しましては、この春ですね、福祉事業所に来ていただいておる外国人、ミャンマーの国籍の方ですが、お国の料理を通してですね、地元住民の方と交流されたり、そうしたことがですね重要であると思いますし、私もですね、外国人、これ福祉施設協議会の関係で参加させていただいておりますが、外国人の就労の方と一緒に食事をしたり、お茶を飲みながら意見交換したり、今の状況を聞かせていただいたり、そうした機会も、直接設けるようにしております。

それで、次に育成、就労制度についてであります。現在厚生労働省におきましては、「育成就労制度」の検討が進められております。議員から説明があったとおりでございます。これはですね、これまでの技能実習、これは技能移転による国際貢献ということで、しっかりと日本で技能を学んで、その国へ持ち帰るという考え方、これの見直しであります、そもそも、労働力が不足する日本の産業を支える人材として、外国人を育成雇用していくこと、そうした目的の制度となっているようです。人材育成、人材確保という観点で、人材不足に対応していくという制度にしていくというものであります。

今後、詳しい制度内容については通知があると思っておりますが、本町としましては、町内事業所、既に雇用されている現場の声をしっかりと聞きまして、町で支援できることは検討し、制度改正等が必要な内容については、国に対してですねしっかりと要望してまいりたいと思います。以上です。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

ありがとうございました。これからの問題提起をしました。

次に、任期中最後になりますので、幾つか質問したいと思います。その前に、今定例会の町長の行政報告の冒頭に「長年の悲願であった赤名トンネルは新規事業として予算化されました。本町としても、国及び地元住民との調整を図り、事業の進捗に協力してまいります」と述べられておりました。念願がかないました。

私も何度もこの場での質問や松江国道事務所に赴き、どうすれば早期着工になるだろうかと相談に参ってきました。かつて秘書時代に、国道 375 号線の両国トンネルの陳情に、大和・作木の両村長さん、議員さんらと当時の建設省など陳情、霞が関に陳情に参

りましたが、赤来町に帰って程なく完成しました。本当に早期の着工、完成を願う次第でございます。

計画では、道路幅が 10 メートルになっていますが、今のトンネルよりは広いと思いますが、ここ数年、サイクリングのルートとして利用され、トンネルも長くなると予想され危険ではないかと感じました。道路舗装も三次市布野町の国道 54 号線の登坂車線で採用された寒さに強いコンポジット舗装などを希望したいと思います。待ちに待ったトンネルでありますので、町としてもしっかり要望をすべきことはすべきだと思います。

それでは幾つか残された課題についてお伺いいたします。

昨年 12 月質問しました観光宿泊施設の再編について、スキー場下にホテルの建設をまだ考えられているのか、お伺いいたします。その計画では 2 階建てが 12 億、3 階建てが 30 億の事業費でした。これも後で話しますが、先日の全員協議会の資料の中に、中期財政計画を前提に作成された過疎債活用額想定年次表によれば、宿泊施設は令和 10 年から 12 年とされています。

現在の施設が老朽化が進み、稼働率の低い施設を現状調査や課題を整理し、将来さらなる効率化のために今後の機能再編について検討を行うために、昨年 3 月に「観光宿泊交流施設の今後のあり方検討」として、県内のコンサルがまとめたものと聞いておりますが、何が何でもコンサルに頼るのではなく、観光施設の地域交流施設である衣掛を一緒にされても、町民の皆さんは疑問と町執行部に対して不信感がいっぱいです。

まずは住民の声に耳を傾けるべきで、むしろ町民の皆さんは、事業費が増額されるこのご時世、今の宿泊施設を大事に使うべきだとの意見が多々ありますが、私が腑に落ちないのは、何でよそから来る人のために 10 数億のお金を使うのか。町内の中学校校舎に使うのならまだ町民は納得できると思いますが、町長は自分の金なら使えますか。

いつまでもスキー場があるわけでもないのに、経営的に投資したお金はとても回収はできないと思いますが、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

6 番議員からは、これまで一般質問されたそのことについて、幾つかお尋ねになるということで、まずはこの観光宿泊交流施設の今後のあり方についての質問いただきました。

昨年 11 月に、頓原・赤名におきまして住民説明会を行い、そして町内の宿泊施設機能を一つに集約し、老朽化が進んだ「琴引ビレッジ山荘」を解体し、新たな宿泊施設を建設する方針案をお示ししました。先ほど 4 番議員の質問の中でもお答えしたとおりであります。

それで、同じくですが議員もご指摘のとおり、既存の宿泊機能を有する施設の存続を

求める声が多く聞かれました。特に赤来のですね、赤名においての説明会では、「衣掛」への思いであったりこの施設を宿泊施設として残してほしいということで、そうしたご意見が多数だったと思っております。

それで、昨年の 12 月の議会定例会でも、議員からは、同様の一般質問をいただき回答しておりますが、住民説明会でお示した新たな宿泊施設と言いますが、この新たな宿泊施設建設をするとした方針案ありきではなく、地域住民の方々や利用される方の声もしっかりなど聞きですね、整備方針を固めていきたいと考えております。

その数字がひとり歩きしたり、町民に関係ないその施設みたいな悪いようなイメージではなくてですね、町民としてもこの外部から人が来られるということはそれなりに経済効果であったり、メリットもあるわけで、そうしたうちだけの視点ではなくてやっぱり、ほかからの集客、そうしたところももちろんこれは大事ですので、そうしたことも総合的に勘案して、整備方針を固めていきたいと思っております。

今、11 月の説明会で提案したことを、どんどん進めるということでは決してないということちょっと申しておきたいと思えます。

ただコンサルタントにその業務を委託しておりますが、この案件にかかわらずですね、各種計画などを策定する上では、そして、また事業を進めていく上では、やっぱり専門的な知識であったり解析等も必要でありまして、適宜適切にコンサル担当の知見を参考にするということは当然あります。

私としては、そのコンサルタントの意見、当然、参考にもしながら、やっぱり町であったり、住民にとってのメリットということを一番に考えて、住民の方の声を聞きですね、しっかりと調整を進めていきたいと考えております。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

お答えでは住民の方の声を聞くってことですので、さらなるお声聞いていただきたいと思います。本当に私の言ったような意見が多いと思いますので、よろしく願いいたします。

次にですね、飯南町交流物産館 i まるシェについてお伺いいたします。

町民の皆さんもよくご存知なので簡単に説明します。アンテナショップは当初、松江自動車道開通により国道 54 号線の車が通らなくなることが予想され、情報発信基地として広島で開設予定でした。私も広島でのアンテナショップの開設は、大いに賛成でしたが、しかし、2012 年 12 月に全員協議会で、町は突然、三次市との方向、政策転換をされました。

当時の執行部の説明では、広島市周辺の郊外型は賃料が高く、物件も限定されることが難しいと、大して調べもせずに、答弁でございました。三次のメリットとして商圈 10 万人、1 日当たり 2,000 人の集客が見込まれるとのことでした。町民の皆さんからは、

「広島と違い市場が小さ過ぎる。三次市でも産直市ができるのに」と当初から失敗を危惧されていました。

そこで、令和4年3月、議会の答弁で、この施設は「有限会社はなわ」が大家さんで、箱物の中を町が改装して、今使っているわけではなわさんとの契約は令和5年9月19日であるということで、指定管理者と施設所有者と並行して、指定管理期間満了日の事業見直しを含めてどう活用していくかということでした。それともこの時点でやめるかも含め協議を進めていくという答弁でしたが、過疎債償還のためか契約を延長され閉店を先送りされました。

ここ最近、正式に閉店されるように聞いておりますので、土地、建物が、契約状況分かりませんが、更地として戻すのか、その段取りを教えてください。これまでの収支はどうなったのか。令和2年度までにかかった経費は1億3,600万円でしたが、投資したお金を他の事業にもその財源を活用できたと思い、残念でたまりませんが、またその後の対策について、出荷者団体へのフォローはどうしていくのか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、飯南町の交流物産館「i まるシェ」についてご質問いただきました。

議員からは、当時の広島市へのアンテナショップのことをずっと位置づけられておまして、ただ三次にもう今出店して12年が経過するわけですが、私も、率直な感想を申すと、やはり本当に広島に設置して単独で、それずっと今現在まで運営ができたかどうかということは本当に率直な思いであります。

三次ということで、距離的な近さもありますし、商圈もそこまで、もちろん広島より大きくないわけですが、飯南町のことをPRしながら飯南町にも来ていただくということで、そうした関係で、三次市に進出したからこそ、ここまで続けられたという思いは持っております。

それで、i まるシェにつきましては、繰り返しになりますが平成25年10月30日の開店以来12年にわたり、飯南町のアンテナショップとしての役割を果たしてまいりましたが、ゆめマート三次店を経営されております有限会社はなわとのですね、賃貸借契約が終了する、これが令和8年3月31日、今年度末であります。

これをもって指定管理先である有限責任事業組合、飯南パートナーズですね、との指定管理協定も終了することとなっております。今、同日で、飯南パートナーズも解散ということで、今、協議されております。

今後の具体的な予定といたしましては、7月に飯南パートナーズから出荷者の皆さん、農家の皆さんですね野菜とか出していただいとる方に閉店のお知らせをいたしまして、店舗の営業につきましては、2月末まで行いまして、3月は店舗の片づけ、清算期間と

なる見込みであります。

また4月以降は、現在そば店舗を運営しておられます個人事業主の方が、新たに有限会社はなわとの賃貸借契約を結ばれまして、引き続き、今度はそば店舗としての営業を続けられる予定だと伺っております。

したがって、今、町のほうでそれを建物を更地にして返すというようなことはなく、その建物を引き続き使って、そば店舗としての営業ということになります。

出荷者団体への対応につきましては、今後の出荷先の確保について、今までそこへ出していたものをどうこれからしていくのかということが当然ありますので、JAと協議していきたいと考えております。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

ある人が言ってましたが、広島で失敗しても仕方がない。三次で失敗したら終わりだというようなこと言われました。続けられたのは過疎債のおかげだと思います。

それでは次に、宙に浮きました赤名地区の小さな拠点施設の建設についてどうなったかのお伺いします。

第2次総合振興計画で複合的な機能を備えた拠点を整備すると地域運営の仕組みづくりに、取り組むとされておりました。先ほども出ましたが、先日の全員協議会の資料で、中期財政計画の前提に策定された過疎債活用額想定年次表によれば、宿泊施設や民俗資料館実施時期を令和12年以降に延期した場合でも、この小さな赤名の拠点が、記載がなく、理解に苦しんでおります。

令和4年9月の議会では、赤名地区の地域づくりを進めていく上で、皆様の御意見を伺いながら、今後の対応を考えてまいりたい。住民の皆様の話し合いをもう少し進めてほしい。行政としての認識、今回集落実態調査でも、そういった施設の要望があるのはもちろん承知しており、この役場機能が即コミュニティー活動に使える施設ではないことも承知しているので、住民の皆さんの意見を聞きながら慎重に進めてまいりたいとの答弁でした。その後、住民へのアンケート調査をされていますが、ナシのつぶてで慎重過ぎてどうなっているのか質問します。

隣の美郷町粕渕で複合施設が、資材の高騰、労務費の上昇で約1年前に想定した12億円から26億円に膨らんだという新聞記事を見ました。心配しております。赤名地区の小さな拠点が消えてしまったのか、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、赤名地区における拠点施設の整備についての質問いただきました。

決してですね、宙に浮いているわけでもありませんし、断ち切れたわけでもありません。計画はしっかりと残っております。

赤名地区におけるこの拠点施設の整備につきましては、令和5年2月に赤名地区の三つの自治区長の連名により要望書が提出、これは、赤名複合拠点施設、仮称であります。の早期整備を求める陳情ということで、提出され受理もしております。同施設の整備に関する検討を開始しております。

議員からもおっしゃいましたが、その中で、赤名地区の住民の皆様を対象としたアンケート調査を実施されましたが、集計の結果、この施設整備に対して、もちろん前向きな意見もありましたが、同じく、同数とまでは言いませんが慎重にやはり検討すべきという意見が非常に多くあったのも事実であります。今拠点施設の議論が少し休止した状態になっております。

それで、計画が断ち切れたわけでもありませんが、この令和7年度からの第3次の総合振興計画におきまして、地域運営組織のあり方なども検討していく予定としております。赤名地区のですね、拠点となるこの施設の検討につきましても、計画の中に盛り込んでいます。

そうしたことから、この赤名地区の拠点施設の整備については、そうした検討の中で、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

したがいまして、別にやめたわけでもありませんし、計画に残っております、議論が熟していけばですね、それは必要な施設ということで、結論が出ればですね、それは整備のしていくということでもあります。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

ご答弁ありがとうございました。

次に、赤名地区の診療所開設に期待が高まっていますので、お伺いいたします。令和3年9月議会で、「町の病院事業としては、診療所等の医療機関の新たな開設はせず、これまでのように、飯南病院及び来島診療所を中心とした医療の提供を行っていく。人口減少、患者数の減少する中で、本町のこの地域医療の存続を守っていくには、やむを得ない」との答弁でした。

私は、医師、医療機関は1か所に集中されるよりも、点在してこそ意味があると思います。病人にとっては近くにあったほうが安心されますので、お伺いいたします。

谷地区の人も出張診療所よりも、赤名に診療所があれば利用すると言われ、応援していただいていますから、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、赤名地区への診療所開設についての質問であります。

議員からは期待が高まっているという言葉でしたが、どういったところからそうした期待が今高まっているのかちょっとお聞かせもいただきたいんですが、この答弁については本当に繰り返しになって申し訳ないんですが、議員から令和3年9月議会、直後です、議員においても同様のご質問いただいております、それから数年も経過しており、医師の交代等もあった中で、そうした質問等を受け、再度の質問と受け止めております。

議員がご指摘のとおり、身近に医療機関があることは、それは住民の皆様にとって大きな安心につながるものであり、診療所開設への期待についても、もちろん十分理解しております。

しかしながら、これまでお答えしてきたとおり、町の病院事業としましては、新たに診療所を開設することは考えておらず、今後も飯南病院及び来島診療所を中心とした医療の提供を行ってまいります。

地域医療を維持するための医療従事者の確保はやはり依然として厳しい状況にもあって、今回の予算にも計上しておりますが、いろんな手法です、人材を確保している状況にもあります。

さらに今後、人口減少や患者数の減少が見込まれる中で、病院事業自体の運営も厳しさを増していくと考えております。こうした状況から、本町の医療体制につきましては、赤名地区に限らず、町全体の町全体で医療確保というそういう観点から、まずは「救急医療」24時間365日、そうした医療機関が開いている、そして「入院機能」の維持を最優先に取り組んでいるところであります。

病院です、設備の整ったこの飯南病院ご利用いただくことで、多くの検査であったり、充実した診療を受けていただけるというメリットもございます。

さらに、通院しやすい環境づくりとして、これまでも生活路線バスや、デマンドバスの接続変更、ダイヤの見直しであったり、取り組んでまいりました。今後も引き続き交通体系の工夫を進め、受診しやすい環境の整備に努めてまいります。

それで最後に触れられました谷地区の方が、赤名にあれば利用しやすいというお話がちょっと言われましたが、これは個人的な意見なのか、そういう地域全体での総意の話なのかちょっとわかりませんが、このことについてはまた確かめさせていただきたいと思っております。

○6番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

谷地区は、本当に出張診療所じゃなく、しっかりしたもんがあれば赤名に行くっていうお答えいただきました。はい。今のやっぱ施設じゃ不十分じゃないかと思われて言わ

れたんだと思います。また、この件につきましては、次に機会があれば、質問続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、指定管理制度が採用され 20 年たちましたが、当初は民間のノウハウを活用すればサービスがよくなり、行政コストも削減するはずだったんですが、町内での施設の指定管理料は年々高くなりました。おまけに町民の皆さんからは、サービスはむしろ宿泊施設が週に 1 回休んだりして悪くなったと言われております。ここ最近では町が公募しても、企業団体からの応募がないのが現状です。確かに魅力がないのは確かかもしれませんが、もう一度指定管理制度のあり方を考え直すときが来たような気がします。

県内外での企業等を含め、広く公募するためには、町のホームページだけの公告では、公募だけでなく、仕様書の作成、公表などが必須事項であります。仕様書作成にあたっては、職員さんの努力が必要になります。

松江市では、指定管理者制度の運用ガイドラインや、指定管理者仕様書を作成していますし、県庁に行けばあると思います。公募件数が入るよう抜本的な再考をすべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、指定管理制度についての質問であります。

この指定管理制度ですが、平成 15 年の自治法改正により、導入をされたものでありまして、既に 20 年以上が経過いたしました。

公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することによりまして、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としているもので、「公共サービスの水準の確保」のため、最も適切なサービスの提供者を指定する制度となっております。もちろんこの指定管理者の決定に当たっては、議会の議決ということになっております。

この指定管理者制度導入によりまして、競争の原理が働いてですね、効率的な施設運営が図られることが望ましいわけですが、指定管理者の募集に対する応募者も少ない本町におきましては、なかなか十分な競争の原理にはつながっていない現状がありまして、その点においてはですね、課題であると感じております。

一方で燃料費や物価高騰の影響に加えまして、人件費、賃金も上昇している今日におきましては、目的とするやはりサービスの水準を維持していくためには、そうした資材価格の高騰や賃金上昇等について、指定管理料へ反映することはやむを得ないと思っております。実態としては指定管理料は年々上昇している状況にあります。

ただ、適正なですね、指定管理料の設定はですね、必要なことだと考えております。

とはいえ、少し聞いたお話もありますが、これは、県内でも、出雲、松江のほうです

が、なかなかこちらでの施設運営はちょっと厳しいというような話もお聞きしておりますので、本当に指定管理者制度、もう直営か指定管理者しか公の施設は管理する方法がないんですが、飯南町で、地元の民間事業者様のお力も借りながら、今、施設を運営している状況でありまして、サービスがさっき落ちたということで、休みが週1日あるというような言い方もされましたが、それはもう本当やむを得ないと思っております。

職員を確保していく上でも働き方改革、休日を設けたということで、サービスの低下につながったと言われればそうかもしれませんが、施設を維持していくトータルで考えればですね、そうしたこともやむを得ないではないかと私は思っております。

○6番（安部 誠也） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の日程を終了し、これにて散会をいたします。

なお、7日、8日は休会。

9日から12日は各常任委員会及び予算特別委員会、13日は午前9時から本会議を再開いたします。

ご苦労さんでございました。

午後3時05分散会
